

## 栃木県 第3回 環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム

日時 平成27年9月13日(月) 13:00~16:15

場所 那須野が原ハーモニーホール 小ホール

司会：それでは、お時間になりましたので、これより第3回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラムを開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境省の清丸と申します。よろしくお願いいたします。本日は休日にもかかわらず、第3回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラムにご参加いただき、誠にありがとうございます。はじめに、環境省の指定廃棄物対策担当参事官室の室石よりご挨拶を申し上げます。

室石参事官：ただいまご紹介をいただきました室石でございます。今日はよろしくお願いいたします。本日は農作業などでご多忙中のところ、県内各地から多くの皆さま方にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。まず初めに、栃木県内において今般の豪雨によって被害を受けられたという皆さま方に心よりお見舞いを申し上げます。大雨による指定廃棄物の被害でございますけれども、特に今までのところ、栃木県内すべての一時保管場所について被害の報告は入っておりません。ということを確認しております。まずはこの場を借りて、そのことについてご報告を申し上げます。また、東日本大震災により被災された皆さま方にあらためてお見舞いを申し上げます。東京電力の福島原発の事故に伴いまして放出された放射性廃棄物の影響によって、未だ大変なご苦労をおかけしているということについて、政府の一員としてあらためてお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。指定廃棄物の課題に関しましては、皆さま方いろいろとご疑問あるいはご意見をお持ちのことと思います。環境省のほうでは、このことについて地元の方々のご理解が得られるよう、一つ一つ丁寧にご説明を申し上げていくことが何よりも大事だと考えております。一方で、栃木県の指定廃棄物というのは、詳細調査候補地に挙がっております塩谷町のことだけではなくて、県全体の課題だと認識しております。そのために県民の皆さまに直接ご説明をし、ご質問やご意見を頂き、それについてお答えをすると、そういう場としてフォーラムを開催させていただいているところです。既に5月14日と6月22日に第1回、第2回のフォーラムを開催させていただきました。そのときも多くのご意見やご質問を頂いておりますが、さらに多くの方々にご説明をしていく、それから1回目と2回目のときも、場所を変えてほしい、あるいは平日ではなくて休みの日というご意見もございましたので、今般第3回目のフォーラムを宇都宮からまた場所を移させていただきます。前回フォーラム同様、私どものほうから今まで頂いた説明も内容に含めながら概略について、まずご説明させていただきます。その後に意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いいたします。

司会：それでは、登壇者のご紹介をさせていただきます。まず環境省からは、先ほどご挨拶させていただきます、指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。

室石参事官：よろしくお願いいたします。

司会：指定廃棄物対策担当参事官室計画官の熊倉でございます。

熊倉計画官：熊倉でございます。よろしくお願いいたします。

司会：同じく佐藤でございます。

佐藤補佐：佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会：関東地方環境事務所保全統括官の箕輪でございます。

箕輪統括官：箕輪でございます。よろしくお願いいたします。

司会：指定廃棄物対策担当参事官室の新崎でございます。

新崎補佐：新崎でございます。よろしくお願いいたします。

司会：同じく黒瀬でございます。

黒瀬補佐：黒瀬でございます。よろしくお願いいたします。

司会：国の指定廃棄物処分等有識者会議の座長を務めていただいております、公立鳥取環境大学客員教授の田中座長でございます。

田中座長：田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター環境影響評価研究グループの木村委員でございます。

木村委員：木村です。よろしくお願いいたします。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております、岡山大学名誉教授の西垣委員でございます。

西垣委員：西垣です。よろしくお願いいたします。

司会：ここで本日の進め方について、簡単にご説明いたします。本日のフォーラムは2部構成としております。第1部は、環境省および有識者会議委員による説明でございます。具体的には、環境省から指定廃棄物に関する全般的な説明を行った後、有識者会議の委員の方々から、これまでの有識者会議での取り組みの状況や科学的・技術的な観点を踏まえたご説明をいただき、つづいて環境省から、一時保管者を対象に実施しましたアンケートの結果についてご説明させていただく予定です。お時間は合わせて60分程度を予定しております。第2部は会場の皆さまからご意見、ご質問などを頂き、登壇者がお答えするという意見交換を行う予定でございます。全体のお時間の目安として、最大で2時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日のフォーラムはマスコミの方々も出席しております。フォーラムの開催中はすべて撮影可能としておりますので、会場の皆さまにおかれましては、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。また、環境省においても本日の開催の様子を記録し、後日議事録を公開するとともに、今後の広報活動などに活用させていただく予定です。なお、その際にはご参加の方々のお顔が映らないように撮影するなど、プライバシーには十分配慮させていただきます。こちらに

つきましても併せてご承知おきくださいますよう、お願いいたします。最後に私からもう1点、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。お手数ですが、受付でお渡ししましたこれらの資料について、封筒からお出しいただきご確認いただければと思います。資料は4つございます。1つ目は、「環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」と書いてある横向き、ホチキス2カ所留めのご説明の資料が1つ目でございます。2つ目が、「指定廃棄物の一時保管に関するアンケート結果」と書いてある、同じく横向き、ホチキス2カ所留めのご説明資料でございます。3つ目に、「指定廃棄物の課題解決に向けて」と書いてあるA4の縦型の、きれいに印刷した資料でございます。最後4つ目ですが、「参加者アンケート」と書いてありますA4の1枚のアンケート用紙、以上4点が入っております。資料がお手元にない方、いらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたら、手を上げてお知らせいただければと思います。係員がお持ちいたします。よろしいでしょうか。それでは早速ですが、第1部に移ります。

参加者：始まる前に一つ。

司会：はい、何でしょう。

参加者：本日の会には、これだけの多くの方が来てくださっています。この問題を真剣に考えて何とかしなくちゃなんない、そう考えている人だと思うんです。だから、時間なんて言わないで、質問がある限り聞いてください。質問したいことはたくさん私も持っています。そういうものを言うために、この問題を真剣に考えるためにここに来ている。次回の開催を確約していただければまた別ですが、時間の制約をしないでいただきたい。

司会：すみません。全体で100名以上の方がいらっしゃいます。ご意見、ご質問はこの後時間を取っておりますので、是非そのときをお願いいたします。

参加者：その時間何分取るのですか。

司会：できるだけ説明のほうは簡潔にしようと思っておりますので、1時間以上取るようにこちらで時間を工面いたしますので。

参加者：皆さまからの意見、私もたくさん提言したいところがありますので、ぜひそういうふうに進行をお願いします。

司会：ご意見どうもありがとうございます。できるだけ説明のほうは簡潔に努めますので、まず第1部ということで説明のほうを進めさせていただきます。まず、環境省指定廃棄物対策担当参事官室の熊倉から説明いたします。

熊倉計画官：熊倉でございます。説明は、私のほうからさせていただきます。ご説明は、今ご紹介しましたこちらの「指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」の横長のパワーポイントの資料、あと正面にプロジェクトで映写をさせていただきますので、それを見ながらご説明を聞いていただければと思います。恐縮ですが、座って説明させていただきます。本日のご説明では、指定廃棄物とは何かということから始めまして、現状どのように保管されているか、そして今後どのように処理をしていきたいかという点をご説明いたします。その後、詳細調査候補地を提示をさせていただきますが、その場所をどのように選んだのか、経

過についてご説明をいたします。最後に、これまで2回フォーラムを開催してございますが、その中で出てきた主なご質問に対する環境省の考え方について、ご説明をしたいと思います。最初に、指定廃棄物とは何かというところでございます。平成23年3月に起きました東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、放射性物質が大量に大気に放出されました。この放射性物質は、雲に乗って、風に乗ってあちこちに広がっていきまして、私たちの日常生活の中で排出されるごみとか牧草の一部に降ってきて付着したと。この結果、放射能の濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるもの、これは国のほうで指定をいたしまして、国の責任をもって処理するという形にしてございます。この8,000ベクレルを超える廃棄物を「指定廃棄物」と申してございます。この8,000という数字は、処理を行う作業員でも受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにする値ということで、これ以下のものについては、通常の廃棄物と同様の処理ができると、そういったところで線引きをしているものでございます。栃木県の指定廃棄物の現状でございます。8,000ベクレル/キログラムを超える指定廃棄物の保管量は、約1万4,000トンになります。内訳を申し上げますと、ごみの焼却灰として保管されているのが約2,500トン。下水処理場の汚泥が2,200トン。浄水発生土が730トン。そして農林業系といわれている稲わらとか牧草、これが一番多くございまして、約8,100トンになります。放射能濃度につきましては8,000を超えるものでございますが、それから3万ベクレル/キログラムの間のもので、おおむね9割を占めるものでございます。指定廃棄物、放射性物質が付着しているということで、原子力施設から発生する放射性廃棄物とよく混同されて紹介されることもありますが、これらはまったく違うものでございます。指定廃棄物は、先ほど申し上げましたように、身の回りにある生活ごみや牧草、稲わらに付着をしてこういう状態になっているものでございます。一方、原子力施設、原発などから発生する放射性廃棄物は、いわゆる使用済み核燃料であるとか制御棒とか、そういった類いのものでありまして、右側にありますように、放射能の濃度というものは桁が相当違うものでございます。左側の栃木県の指定廃棄物ということで、8,000~10万ベクレルが99パーセントということでございますが、右側にあります原子力発電所から出てくるような放射性廃棄物というのは、例えば10兆ベクレルとか非常に高濃度でございまして、これは地下奥深くの地層で処分しなければならないようなそういったレベルでございます。この点はまずご理解いただきたいと思っております。それから放射性物質の特徴について、ご紹介を簡単にしたいと思います。まず1つは、放射線を出す能力、これを放射能といいますが、この放射能は時間の経過とともに小さくなるという性質がございまして、いわゆる半減期というものでございまして、指定廃棄物の付着している放射性物質としてセシウムの137、134、赤で枠を囲っているもの、これが大層を占めますが、半減期がそれぞれ30年、2.1年ということで、これの年が経つごとに濃度は半分になっていくというような傾向があります。グラフでいきますと、このように年を追うごとに急速に小さくなっていくという傾向がございまして、それからもう1つ

のポイントといたしまして、①でございますが、放射線は物を通り抜ける性質がございますけれども、コンクリートや土で遮ることができます。それから右側ですが、放射線はもちろん遠くまで伸びていきますけれども、距離が離れば離れるほど線量が少なくなるという性質があります。したがって、放射線を遮る、放射性物質から距離を取るという対策をしっかりとることによって対応することが可能なものでございます。つづきまして2番、現状どのようになっているか、今後どのように処理をするのかというものでございます。現状でございますが、県内の約170カ所におきまして一時的に保管場所を確保して保管する状況が続いております。この大田原市があります那須地域にもたくさんの一時的保管場所がございます。例として下に写真がございますけれども、農家の敷地などにある牧草、腐葉土については、このように遮水シートを掛けて一時保管をしている状況です。それからごみ焼却場など公的施設の中では、焼却灰を袋に詰めてテントなどの建屋内で一時保管をしていると、こういう状況になってございます。保管状況については、環境省の職員が定期的に確認をし、敷地の外に問題のないレベルの放射線になっているということを確認してございます。このように、現在は適切に一時保管をしてございます。今回の大雨でも幸い被害の報告は出てきておりません。しかし長期的に考えますと、大規模な台風であるとか、あと関東でもよく見掛けるようになりました竜巻、こういったものが発生した場合に飛散、流出の恐れがあるということを懸念してございます。したがって、一時保管の方法は長期にわたって保管する方法としては適切ではないと考えてございます。今後どのようにするかでございます。環境省といたしましては、県内約170カ所に分散して一時保管されている指定廃棄物を県内1カ所に集約して処理したいと考えてございます。当然、施設は堅固な構造といたしまして、長期にわたり国の責任で国が管理を徹底いたします。これらによって施設の監視、補修、緊急時の対応をより確実、かつ迅速に行うことができ、現在の一時保管よりもはるかに安全に管理できると考えてございます。なお、他県の指定廃棄物を持ち込むことは絶対にございませぬ。法律に基づく基本方針、閣議決定しているものですが、この中で県内処理の原則というのをしっかりと明記してございます。また、後ほど申し上げます長期管理施設の必要面積の算定に当たっても、栃木県内で保管されている廃棄物量を基に計算しておりまして、他県のもが入るような余地のない構造を考えてございます。次に、具体的に処理する場合の流れについてご説明いたします。現在一時保管されているものがありますが、まず燃えないもの、ごみ焼却場から出てきたまさに焼却灰、こういった燃えないものについては、そのまま輸送して長期管理施設に入れて管理をいたします。なお収集・運搬の際には放射性物質が飛散・流出しないよう容器に入れて、細心の注意を払って運搬をいたします。一方、栃木県におきましては、牧草、稲わらといった農業系の指定廃棄物、これは燃やして容積を小さくする作業をいたします。そのため焼却炉というのを設けて、その焼却灰を管理施設に入れるという形になります。焼却についても、排ガスが出るということでご懸念があらうかと思っております。焼却炉につきましては高性能の排ガス処理装置、バグフィルターなどを設置いたします。これによりま

して、焼却時に排ガスに含まれる放射性物質をほぼ完全に除去できます。なお、念のために定期的にモニタリングもしっかりいたしまして、結果は公表したいと考えてございます。このバグフィルターによるセシウム、放射性物質の除去については、これまで実績がございまして、その調査結果をここに掲げてございます。除去率の所をご覧になるとお分かりのとおり、ほぼ100パーセントの除去率を達成してございます。つづいて、管理をする長期管理施設についてのご説明をいたします。まず構造については、コンクリートで二重に囲んだ堅固な構造といたします。また管理につきましては、先ほど申しあげましたように国の責任で国の職員が常駐をし、定期的な点検、診断、必要があれば補修をいたします。敷地周辺の空間線量率、それから地下水の水質などの測定、結果の公表、何重もの安全対策を講じてまいります。こちらがイメージの絵でございます。このように二重のコンクリートで囲まれた構造になっています。指定廃棄物をこの袋、フレコンバッグに詰めた形で格納いたしまして、搬入終了後は上部をさらにコンクリート製の覆いでふたをいたしまして、さらにその上を水の浸入を食い止めることができる土で覆います。これによって雨水の侵入を防ぐほか、放射線をほぼ完全に遮へいすることができます。なお、二重ということで下に空間ができます。ここを管理点検廊ということで、目視による点検、診断をここで行うことができます。数十年間この状態を続けていきたいと思っております。数十年間経ちまして、その後になりますと、半減期の関係で放射性物質がそうとう減ってまいります。その後、どうするかという第2フェーズでございます。今の我々の考え方といたしましては、セシウム、放射性物質を吸着する性質のあるベントナイト混合土——粘土のようなものです。それを管理点検廊に充てんすることを、現在考えております。これによりまして、仮にコンクリートが劣化した場合でも、セシウムが長期管理施設の外に漏れ出ることを防ぐことができます。セシウムというのは、このベントナイトが50センチの場合、通過するのに約97年かかるとされていますので、長期的に安定的に管理する効果が見込めるのではないかと考えてございます。それから、先ほど申しあげましたモニタリングでございませぬ。空間線量率については週に1回以上、搬入終了後は1カ月に1回以上測定することを考えています。地下水についても1カ月に1回以上。こういった情報はウェブサイトで公表したいと考えてございます。それから、今回の施設の中心になりますコンクリートでございませぬが、耐久性もいろいろございませぬけれども、非常に長い年月管理をするものでございませぬので、100年以上の耐久性をもつものにしたいと考えています。また地震などの懸念もございませぬが、しっかりシミュレーション解析等を行いまして、考えられる最大級の地震に対しても崩壊しない施設にしたいと考えてございます。コンクリートにつきましては、右下にありますように、今回の施設はほとんど地下に埋める形の施設になりますので、鉄筋部分の発錆を抑制する対策というのも出てきていますので、そういったものも取り入れていきたいと考えてございます。このように施設の耐久性は問題のない強度となっていますが、しかし想定外の災害事故も起こりうるということは考えておく必要がございませぬ。このため自然災害、万が一の人的ミスによる被害を未然に防ぐという観点から

緊急時マニュアルの整備、緊急連絡先リストの作成といったものを行いまして、さらに定期的に防災訓練を行いたいと考えています。また地震のときにはしっかり管理点検廊などでチェックいたしまして、万が一コンクリートの亀裂などの確認があれば、速やかに補修をする、現状復帰をするというような措置を国が責任をもって行いたいと考えてございます。つづきまして3番、詳細調査候補地をどのような手順で選んだのかという点でございます。こちらが全体の流れになります。まず最初に、科学的・技術的な知見の観点から有識者会議の設置・開催をしてございます。それから県内自治体との意見交換を行うための市町村長会議を設置、開催してございます。この2つの会議の議論を経まして、栃木県における選定手法を確定し、環境省で決定をいたしております。この選定手法に基づいて具体的な詳細調査を行う場所というのを決めまして、それを公表したと。栃木県さんの場合には塩谷町さんということになります。現在この段階でございます。今後まだプロセスが必要になってございます。1つは、詳細な調査の実施が今後必要になってまいります。その調査結果について、また有識者会議のほうを開かせていただいて評価をする。その評価を得たうえで最終的な候補地を決めるという段取りになります。現在、ここで言うところの中間の地点にいるということ、まずご理解いただきたいと思っております。これから少し詳しく、今申し上げた手順についてご説明をいたします。1つは選定手法の確定でございます。先ほど申し上げましたように、全市町長が集まる会議としての市町村長会議、これは知事も参加いただいております。これを平成25年4月から同12月まで計4回開催してございます。それから有識者会議のほうは、今日お三方に来ていただいておりますけれども、さまざまな分野の専門家が集まる会議といたしまして、廃棄物処理、放射線管理、地盤、地下水といった各方面の専門的な議論をしていただいて、これが平成25年3月から計6回開催してございます。こういった会議の議論を経まして、栃木県版の選定手法というのを策定いたしました。それについてご説明をいたします。まず選定手法のポイント1でございますが、利用可能な国有地・県有地を対象といたしております。今回の5県共通のルールといたしましては、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため、利用可能な国有地を使うということをごを基本としてございます。ただ栃木県さんにおきましては、市町村長会議の議論を踏まえて県有地も含めるということで、国有地・県有地がまず対象でございます。つづいて2番目ですが、安全などの観点から避けるべき地域を除外いたしております。1つは、自然災害を考慮して安全な管理に万全を期すために避けるべき地域といたしまして、下にありますように、地すべりとか斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震。地震というのは活断層およびその周辺でございます。津波、火山噴火、陥没が起こりやすい地形、こういったものを地理情報、GISといわれているものを使いまして、その地図上で探し出して、その地域については除外するというのをやっております。つづいて自然環境保全の観点から、特に保全すべき地域を除外いたしております。具体的には右下にありますように、自然公園の特定地域、国立国定公園全域、それから鳥獣の特別保護地区、こういった自然環境保全のために開発規制がされている場所は除外してございます。そ

れから史跡、名勝、天然記念物といった部分も除外をしてございます。このような①、②のプロセスを経ますと、まず利用可能な国有地・県有地は左の絵のようになりまして、国有地というのは国有林でございますので、県の北西部に多いということになります。これを②の安全等の観点からの除外をいたしますと、右側の地図のようになります。とりわけ国立公園が非常に広面積である日光・那須地域の多くは除外されていまして、このような形まで絞り込まれているということがお分かりになると思います。つづいて③でございませぬ。施設整備をいたしますので、必要面積が確保できるなだらかな土地を抽出いたしております。必要面積といたしましては、保管量から勘案して約2.8ヘクタールの面積が必要と考えています。これが確保できるなだらか、これは傾斜15パーセント以下ということを考えていますが、その土地をやはり地理情報システムから抽出いたしました。その結果、この5つの場所に絞られてございます。いずれも矢板市と塩谷町にあるものでございます。この5つに絞ったものについて、つづいて④でございませぬ。安心の観点から4つの評価項目を用いて総合評価を行い選定をいたしました。安全の観点から既に除外をしていますけれども、やはり集落から近いとかそういったことがありますと非常に不安であると、そういった面も考慮しようということでございます。評価点を付ける要素としては、1が、今申し上げた生活空間からの距離、集落からの距離です。2番目が水源からの距離、取水口などからの距離でございます。3番目が自然の豊かさ。4番目が指定廃棄物等の保管量でございます。保管量が多ければ多い自治体ほど点数が上がるということなんですが、栃木県の独自ルールといたしまして、保管量が多いのは保管自治体の責任であるわけではございませんので、重み付けは下げるべきであるということで2分の1としてでございます。この4つの項目で評点、点数付けをいたしまして最高点となりましたのが、塩谷町の寺島入でございます。先ほどのこの1、2、3、4、5の5番目でございませぬ。こちらが最高点になりました。ポイントとしては、集落までの距離が5カ所の中で最も遠い約1キロメートル等々のところで点数が伸びてございます。写真も付いてございます。この結果につきまして平成26年、昨年7月に市町村長会議でご説明をいたしました。なお、この選定手法につきましては国が作ったものでございませぬけれども、こうした選定手法で果たして良いのか、第三者の目でもチェックいただく観点から、栃木県さんのほうでも別の有識者会議をつくっていただいで検証してございます。いずれも最終的にはすべての項目が適当であるということで、専門的な見地から4つの付帯意見を頂いております。こちらについては詳細調査を行ったうえで確認が必要となってまいります。詳細調査の候補地、塩谷町さんの場所が選ばれたわけですが、これについて地元、塩谷町さんにご報告をいたしました。選定基準についてもご説明をしてございます。ただ、皆さんご存のとおり、現時点におきましては塩谷町さんからは詳細調査の実施についても了解をいただけていない状況でございまして、ご説明をしている最中でございませぬ。なお、詳細調査を行うことになった際でございますけれども、こういったことを考えているというスライドです。地理情報システムによって候補地を選定していますので、やはり実際にボーリング調査等々現場で調べる



必要がございます。自然災害に対する安全性、地盤の安定性等々、これは現地に入ってやらないとできないものでございますので、塩谷町さんへのご説明をする中で詳細調査についても検討していきたいと考えてございます。なお、詳細調査ができた場合でございますが、その結果につきましては、あらためて有識者会議でご説明して、あらためて評価をしていただくということになります。その評価の結果、安全性を確認したうえで、最終的な候補地の選定となってまいります。時間も押しております恐縮でございますが、最後にこれまでのフォーラムで出てきた主なご意見に対する環境省の考え方をご説明いたします。1つは、非常に多く聞く意見でございます、県内処理の方針についてです。具体的には福島第一原発事故の被災地でもあります福島県双葉郡、その辺りにおいてすべての処理をすべきではないか等々のご意見でございます。これにつきましては、環境省といたしましては復興に向けた、帰還に向けた取り組みを進めている福島県にこれ以上の負担は掛けられないと考えてございます。福島県の知事のほうにも念のため確認をしておりますけれども、やはり各県で排出された指定廃棄物は、各県で処理すべきというのが福島県さんの強いご意見でございます。こういったことから県内処理の原則は維持したいというのが、我々の考え方でございます。つづいて、水源への影響についてご心配の声が多くございます。これにつきましては、先ほど申し上げた施設の構造にありますように、雨水、地下水が入らない二重コンクリート構造になっています。そもそも水を出さない施設であるということをご理解いただきたいと思っております。ただし、万一に備えまして地下水の定期的な測定、公表については行ってまいりますし、安心の観点から水道用水・農業用水の取水口との距離については、先ほどの評点項目に入れてございます。それから関連いたしまして、尚仁沢湧水への影響についてご心配の声が多数ございます。これにつきましては、この地図にもございますように湧水から候補地、4キロメートル程度離れておりますし、その間には尾根もございまして、地形的にはだいたい隔てられていると考えております。またこの地図にありますように、両者の流域水系は異なりますことから、なお、用水に及ぼす影響はほとんどないのではないかと考えてございます。このように標高もほとんど大差がない形になってございます。それから候補地につきまして、非常に豊かな自然があるというご意見もたくさん頂いております。今回地図情報に加えて、一応目視での現地確認はしておりますけれども、植生については杉植林等の人工林でございます。人工林であっても自然としての価値はもちろんでございまして、決して軽視しているわけではございませんけれども、ここの植生自然度にありますように、自然林とか二次林と比べると自然度は少し落ちるといことで、だいたい真ん中程度の自然度は評価をさせていただいてございます。以下は放射線の基礎知識ということでご参考でございます。ここはご一読いただくということでお願いしたいと思います。非常に簡単なお説明でございましたので、ご質問されたい事項が多いかと思っております。それについては、この後の質疑応答の時間でお答えしたいと思いますので、お尋ねいただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

つづきまして、説明が重複してしまうかもしれませんが、長期管理施設の安全性に

ついて10分弱の動画を作成いたしましたので、

参加者：質問の時間がなくなるので、動画を流す必要はない。

司会：そうしましたら、動画のほうは後ほど関連する質問が出た場合に限って放映させていただくことにします。先に進みます。つづきまして、有識者会議の座長であります田中先生にこれまでの有識者会議の取り組みについて、ご説明をいただきたいと思います。それでは田中座長より、よろしくお願いいたします。

田中座長：皆さん、こんにちは。有識者会議の座長を務めております田中です。どうぞよろしくお願いいたします。有識者会議では廃棄物処理、あるいは有害物質のリスク管理、地質、あるいは放射線管理などのさまざまな分野の専門家から参加していただいております。私の専門は廃棄物処理です。今日のフォーラムの目的は、指定廃棄物の課題解決です。指定廃棄物は、そこに存在するだけで悪臭が発生する、あるいは害虫が繁殖する、放射線に被ばくするのではないかと心配されます。また大きな災害があると、飛散、流出して放射性物質がいろんな所を汚染する心配があります。これが指定廃棄物の課題です。この課題を解決するために一時保管されている指定廃棄物をできるだけ早く、より安全な処理施設に運んで処理をしなければなりません。今のような状況を少しでも短くすることが重要です。9ページにございますが、放射線の影響を少なくする方策です。1つは暴露時間を短くする。遮へいをする。そして、放射性物質からの距離をおくということで、**Short time**（ショートタイム）・**Shield**（シールド）・**Space**（スペース）ということで、「3つのS」が重要です。一時保管されている指定廃棄物を持っていく処理施設を早く整備しなければなりません。処理施設は生活空間から離れた安全な所に、放射線を遮へいすることができる構造の処理施設を建設して、安全に維持管理をしていかなければなりません。有識者会議の処分地の候補の選定に関しての取り組みを説明いたします。各県で必要な指定廃棄物の処分地の候補地の選定ですけれども、選定された場所について関係者の理解を得るためには、まず選定手法について関係者の理解を得て、その選定手法に沿って候補地を選定し、その結果を尊重してもらい、こういう方法を取りました。民主的な国では、まず決め方を決めて、その方法で決めるというやり方が一般的に取られております。選定手法についてですが、この図の左下にありますように、もう既に説明がありましたけれども、このような危険な場所、地すべり、斜面崩壊など、このようなことを考慮して安全などが確保される地域を抽出して、必要な面積、栃木県の場合は2.8ヘクタールですけれども、この面積を確保可能な土地を抽出したうえで、安全・安心の観点から、30ページにありますように生活空間からの距離、水源からの距離をできるだけ取った所、自然の豊かさを保全し、指定廃棄物の保管量が多い所を少し優先して、安心などの地域の理解が得やすい土地の優先順位、プライオリティを付けて選定する、これが選定手法でございます。このような選定手法を関係者に説明して、できるだけ理解を得るように努力をされました。その手法で選ばれたのが塩谷町の寺島入です。また、有識者会議に課せられた役割のもう1つが、詳細調査で得られた結果の評価です。有識者会議においては、ボーリング調査などの詳細調査の

結果を踏まえて、またより詳細な文献調査を踏まえて安全性の観点から必要な対策を検討するとともに、事業実施が可能であるかという観点から評価を行う予定です。以上、私からの補足説明を終わります。

司会：ありがとうございました。それでは木村委員にもご説明をお願いしたいと思います。木村委員、よろしくお願いいたします。

木村委員：私のほうからは OHP の 50 ページを出していただきたいんですけども、これは身の回りの放射線被ばくを表したものでございます。身の回りではどういうものがあるかというと、1 つ目としては自然放射線、2 番目としては医療とかに使います人工放射線の 2 つに分けられます。最初に自然放射線としては、まず地球外から来るもの、それを宇宙線と言っていますけれども、宇宙というのは、ここで言うのは、大多数は太陽からでございます。あとは太陽系外からも飛んでまいります。それからの被ばくというのが、主に荷電粒子とか電磁波でございまして、これが大気圏にぶつかっているような放射性物質を作り出して、それによって被ばくすると。それがだいたい 0.3 ミリシーベルトといわれています。残りは、自然放射線としてあるのは、地球そのものから出てくるものでございます。地球が生成してから四十数億年経っているという状態でありますけれども、ウランとかカリウムといった 10 億年以上の半減期のものが多数含まれておりますので、それらが実際地殻上に残っており、それらから我々は被ばくを受けるということでございます。その大地からの外部被ばくとしては、0.33 ミリシーベルトという、年間当たりそのくらい浴びると言われています。その中に含まれているウランなんかによく含まれて、大多数は花崗岩とかなんですけども、その子孫核種としてラドンが生成します。そういうものが生成すると、それによって吸入被ばくを受けますので、それによる被ばくが日本ではだいたい 0.48 ミリシーベルト。そのラドンのさらに子孫核種の鉛の 210 とかポロニウムの 210 といった核種が、その後生成されます。それらから受ける被ばく、これが海に流れ出て、主に海産物としてそこから摂取するという被ばくが、だいたい 0.99 ミリシーベルトぐらい被ばくしているという状況でございます。それで、全部足し合わせますと約 2.1 ミリシーベルトぐらいということになります。先ほどの宇宙からの被ばくというのは、地上ではなくて高度が高くなれば当然線量が増えるということで、例えば飛行機に乗ると 0.2 ミリシーベルトぐらい被ばくする。1 回の飛行でそのぐらい被ばくすると。ちなみに国際宇宙ステーションに実際今おられるんですけども、その人たちは 1 日当たり 1 ミリシーベルトぐらい被ばくしています。したがって 1 年ぐらいいますと、300 ミリシーベルト以上というかなり大きな線量を受けるということになっています。次にセシウムの特徴としてどういう特徴があるかというと、セシウムはガンマ線が非常に強い特性があります。体内に取り込まれた場合、セシウムの特徴としては、主に筋肉に濃縮するという特徴がありまして、一方、例えばストロンチウムというものがございまして、それは骨に沈着するという特徴がありまして、ストロンチウムの場合ですと、体内に出るまで、生物学的には半減期と言うんですけども、それは数十年かかると。一方、セシウムの場合ですと、筋肉とい

うことでもっと滞留時間は短くて、成人男子で、平均90日ぐらいで半分に減るという特徴がございます。したがって、セシウムというのは内部被ばくよりも外部被ばくのほうが重要な核種という特徴がございます。私のほうからは以上でございます。

司会：ありがとうございます。それでは、西垣委員にもご説明いただきたいと思います。西垣委員、よろしくお願いいたします。

西垣委員：私は地盤とか地下水関係に関しまして、今回、尚仁沢に関しまして候補地をやっていると、こちらを汚染するんじゃないかという懸念がございます。我々地上部に関しましては、現在でしたらGoogleですとか、いろいろなものでこれぐらいの関係でしょうということで、次の図をお願いします。40ページに戻ってください。これが現在の候補地と、それから尚仁沢の関係でございますが、上流から火山性のところでございまして、上から下へ水が普通は流れてきております。その間、今、候補になっている所は4.4キロぐらいございまして、こちらで管理した場合にそこまで行くだろうかっていうお話がございました。詳細は、現地できっちりボーリング調査をしなきゃならないんですけども、次のページをお願いします、この川の標高の差というのは、ここにございますけれども、50メートルぐらいしかございませんので、普通で考えれば上から下へ、しかもここは火山性ですので、宇都宮大学の阿久津先生の資料によりますと、花崗岩あるいは凝灰岩で下が仕切られているから、上から降った雨が難透水層の上にここに出ていますので、中が左から右へ水が移動するというのは少し考えにくいと。今現在のところでは、火山性の所ですから私たちにまだ分からないところがたくさんありますので、ボーリング調査等々でこちらの非常にたくさん、一日に2万6,000トンも出るような湧水の所にどう影響するかは今後検討したいと思っております。

司会：ありがとうございます。次が第1部最後のご説明となりますけれども、環境省においては、栃木県内における指定廃棄物の一時保管者を対象にアンケートを実施しております。この場でその結果につきまして、環境省指定廃棄物対策担当参事官室の佐藤のほうからご説明いたします。

佐藤補佐：佐藤でございます。指定廃棄物の一時保管が長期化していることを踏まえまして、一時保管いただいている方のご苦勞やご要望等を把握する目的として、この8月に151の方々に対してアンケートを実施しました。その結果、約7割に当たる105の方々からご回答いただきました。以降、順に設問およびこれに対する回答の結果をお示ししたいと思います。4ページ目をご覧ください。1つ目の設問は指定廃棄物の処理についてです。農林系副産物と回答された方の数は、全体の8割超に当たる91でありました。以下、浄水発生土、その他焼却灰、下水汚泥となっております。2つ目の設問です。次のページをご覧ください。保管場所、保管状態についてです。保管場所は保管者の所有地が96、借地が13となっております。保管状態は、一番多いのは屋外でシート保管が91となっております。6ページ目をご覧ください。3つ目の質問です。現状の保管によりお困りの点、ご不安な点についてお伺いしました。保管期間の長期化に対するご不安が85、指定廃棄物

があるために実際の土地に使えないことに対するご意見が73ありました。また台風や竜巻情報などが出るたびに心配というご意見も32ございました。このように現状保管に関し、保管期間の長期化に対する不安や、指定廃棄物があるがため実際に土地が使えないということに対するご意見が多くございました。8ページ目をご覧ください。保管が長期化しておりますが、現状の保管に関し、ご意見、ご要望等をお伺いしました。保管に係る補償が60、これまでどおり維持・管理への支援の要望が50となっております。このように現状の保管に関し、補償やこれまでどおりの維持・管理への支援の要望が多い結果となっております。一方で強固な保管、コンクリート構造などへの要望は少ないということになっていきます。10ページ目をご覧ください。新たな施設の設置が進まず、一時保管が長期化にわたることについてどう考えるか伺いました。早く持って行ってほしいが54、なるべく早く持って行ってほしいが43となっております。このように一時保管が長期化にわたることについて、早く持って行ってほしい、なるべく早く持って行ってほしいとの回答が全体の8割強を占めました。12ページ目をご覧ください。最後に国や県などにご意見などがありましたら、自由にご記入をお願いいたしました。回答数105のうち59件はご意見なしでした。記述いただいた主な意見は以下のとおりであります。早急に1カ所に保管場所を決めてほしいといった処理の促進を求めるといったご意見は15件ほどございました。また保管をしている間、土地が使えない状態が続いているので、土地が使えない期間の補償などをしてほしいといった現状の保管に関するご意見は9件ほどございました。13ページ目です。福島での最終処分場ができればよいといった処理のあり方に関するご意見は11件ございました。また被害者である自分が指定廃棄物を持っているがため、加害者のように思われているといったその他ご意見も11件頂戴いたしました。その他ご意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。環境省といたしましては、今回のアンケート結果を踏まえ、県や関係者とも相談しつつ、引き続き一時保管いただいている方々に必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上で私からの説明を終わります。

司会：それでは、引き続き第2部ということで質疑応答、意見交換のほうに移ります。会場の皆さままでご意見、ご質問のある方の挙手をお願いいたします。係の者がマイクをお渡ししますので、それからご発言をお願いいたします。なお、本日非常に多くの方々にご来場いただいております。一人でも多くの方からのご質問、ご意見をいただきたいと考えておりますので、大変恐縮ではございますけれども、一人につきまして2～3項目になるべくまとめていただきますようお願いいたします。また、本日は、指定廃棄物の課題解決をテーマとしたフォーラムですので、その内容に沿ったご意見、ご質問ということでお願いいたします。それではご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。手前から3列目の中央の右から3番目、白いシャツを着られている方、お願いいたします。

参加者：西那須野から来ました。冒頭にこちらの方が、時間だからといって終わりにしないでくださいと、これは私も考えてきました。というのは、だいたい説明に来られるのに、説明

するほうが時間を決めて帰るといのは、普通、民間では考えられません。私どもは相手がいいって言うまで、どうぞ分かりましたって言うまでお話しするのが普通じゃないですか。そうしてください。ちょっと私もあがっちゃうもんだからメモしてきたんですが、だいたいこのホールもこの後の使う予定はないと思うので、どうぞ徹夜してでもやりましょうよ。塩谷町は、処分場についてはだいたい栃木県内全体からの感じを私は見ますと、残念ながら自分たちの住む町にできなくて良かった、もし自分の住む町が候補になったら反対する、塩谷町のことで関係ない、また14市10町の、塩谷町を抜いて、市長も国がやること関係ない、国に異議を唱えて他の交付金など削られたら大変とか、国に逆らわないのがいいって言うようなかたちでずっと進んでいると思います。ここに来ている方は少ないように見えますが、それが現状だと思います。こういうふうに塩谷町は人数が少ないからって言って、多数決で決めるのは良くないと思います。私も西那須ですが、同じように思っています。森にごみを隠すっていうのは、もともと環境省のやることじゃありませんか。環境省っていうのは自然環境を守るのが仕事じゃありませんか。今日来られた職員の皆さま、入省当時を思い出してください。私らの気が狂っちゃいますよ、こんなことをしたら。森に埋めるなんてもっての外です。このまま放っておいていいんです。アンケートにもあるじゃないですか。保管料を払ってあげてください。むしろ足しになっていいんじゃないですか。造る必要はないですよ。もちろん保管料を払ってあげてくださいね。提案ですが、東京電力の原発事故により大気に放出した放射性物質の量は、保安院が発表した数値からセシウム137は、5キログラムぐらいですか、海へ8.5キロが流れたというんじゃないでしょうか。栃木県の1万4,000トンの分、セシウム、スプーン1杯どころか耳かき1杯もないんじゃないですか。これ、取ればいいんじゃないですか。取れば、耳かき1杯ぐらいどうにでもなるんじゃないですか。それができないんだったら、原発なんか今も動かす必要ないんじゃないですか。これは取ればいいんです。これからまた同じようなことが起きないと言い切れないでしょう。起きたらまた埋める穴を探すんですか。また繰り返すんですか。造ってください。8,000ベクレル以上が指定廃棄物というのであれば、今日私どもも持ってきました。家にある土です。これ、警察に持って行って言っても、うちには測る機械がないから分からないと言うんです。これあげますので、持って行ってください。こういう所で私のところが生活してるんですよ。そっちのほうが問題じゃないですか。8,000ベクレル以上なんてたくさんなんぼでもあるんです。たまたま上から降ってきた時期に稲わらがあったから、その稲わらを取っただけじゃないですか。なんで土とかそういうのを測らないんですか。いっぱいあるんです。今、目に見える稲わらとか、それだけを解決すればこの問題は終りじゃないんです。本質的に、根本的に考え直してください。その考えができるまで、このまま放つといたほうがいいと思います。何も造る必要ないです。そう思います。

司会：ご意見、ご指摘ありがとうございます。多岐にわたるご意見、ご質問を頂いたので、ちょっと要約させていただきますと、まず最初に、そもそもフォーラムで意見交換を行うのに

時間を決めているということで、時間が短いのではないかとのご指摘が最初でございます。2つ目に、塩谷町は人数が少ないから多数決で決めたのではないかといったご意見を頂いてございます。あと環境省は、そもそも自然環境を守る立場なのに、今何をやっているんだというご意見かと思えます。それが3点目でございます。4つ目に、セシウム137の管理ということで、それも含めた処理を、東京電力がするべきではないかと、そういったご意見と承知いたしました。最後5つ目が、先ほど頂きましたけれども、土ですとかそういったものの放射能濃度の測定をきちんとするべきではないか。以上5点というふうに承りましたので、登壇者のほう、お願いいたします。

熊倉計画官:では、私のほうからお答えいたします。1点目の会議の運営でございますけれども、もちろんご質問、ご意見を多数寄せられた場合には、ちょっと延長のほうも考えたいと思えます。それから、多数決で市町村長会議で決まったのではないかとということでございますが、多数決を採ったというわけではございませんで、4回にわたって議論を積み重ねて、最後は環境省のほうで引き取らせていただいて、全体の議論の中でこういうところが妥当だろうということで選定手法をお示しいただいたというやり方でございます。それから3点目の環境保全のお話でございますが、もちろん環境省は環境保全が使命でございます。環境保全をすることが我々の目的でございます。そういった中で、現状一時保管がされているというこの現実、なかなか見逃すことができないものでございまして、今回の大雨でも、幸い、今、被害報告はございませんけれども、流出するのではないかと常に我々も懸念しているところでございます。今後、竜巻等も起こった場合のことも考えなければなりません。そういったことで、環境を守るという観点から、より安全な環境保全上、問題ない形で管理できる方法を模索しているところでございまして、その答えが今回の長期管理施設であるということでございます。

少なくとも既に認識されている指定廃棄物については、保管者の方々が非常に心配をされているというのはおっしゃるとおりだと思います。こういった現状を何とかしたいということで、今回、長期管理施設のご提案をさせていただいているわけでございます。あとセシウムを取り除けばよいという話もありましたが、セシウムは非常に土に吸着しやすい性質がございまして、なかなか取り除く技術というのが現在開発されてございません。現在においては自然に減衰するのを待って、8,000を下回ったらどうするかということは、現在、環境省は検討してございますけれども、なかなか取り除くという技術は現状では難しいのかなと考えてございます。舌足らずですが、以上でございます。

司会:つづきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をしていただき、マイクを回してからのご発言をお願いいたします。そうしましたら後方にいったん回します。後方で中央のブロックの奥から2列目、右から5番目の黒い服を着られている方、お願いいたします。

参加者:2つほど質問したいと思えます。特措法ができて各県1カ所に最終処分場を建設するという先ほどの説明でしたけれども、福島は駄目だと言っていると。いいって言うふうに言うことはないだろうなというふうに思うんですけれども。この各県1カ所、栃木県と、今、

宮城県だけが選定されていますね。なぜ、国の法律なのに栃木県と宮城県だけなんですか。他は指定してないんでしょうね。これは多くの疑問があります。茨城県はそのままにしとけていうふうには言ってるわけですよ。栃木県がこれほど騒いでも何としても塩谷町と。こういうこの国のやり方が、県によってばらばらと。言ってることも、やってることも。福島県のほうにつくってるやつは、さっき説明された施設よりもっと簡素なもので、簡単なもので、建屋の中に入れない野ざらしみたいなやり方で保管するんですよ。全部違うんです、特措法でありながら。これはなぜなのか。言っていることがばらばらです、あなた方。それ1点。それからもう1つですけど、捨てる場所ですけども、原子力発電所の近くは、言ってみれば再生不能の土地です。これは国も認めてます。そこに住民を帰らせないと、こう言ってるわけです。再生不能な土地っていうのは、人間の体で言ったら末期がんなんです。もう二度と再び元に戻ることはないって国がそう認めてるわけですよ。それを何でも健康な土地に、栃木県の中に、日本あちこちにばらばらに置くのがいいことなのか。1カ所を説得すればいいんです。国は、1カ所を説得すればそれで終わりなんです。全部解決するんです。日本全部に福島県以外で5県あるわけです、この指定廃棄物を持っている県が。これを全部この騒ぎをしながら解決するっていうのはほぼ不可能です。皆さん一生懸命がんばっても。末期がんの所に捨てればいいんです。再生不能だって言ってるんですから、国も。そこに捨てれば問題解決するでしょう。そこで管理すりゃ。何百万ベクレルですか、あそこの土地。何千万ベクレルまでいってるんですよ。再生できないんです、あそこの土地は。セシウムは取れないんです、今説明したとおりに。あそこに置きゃいいでしょう。そこだけ説得すりゃいいんです。あそこにいる人たちは帰るつもりはないですよ。そうしましょうよ。そういうふう決めてください。それが意見です。

司会：ご意見ありがとうございます。2つございまして、1つ目が長期管理施設について、なぜ国の法律、特措法で定めているのに栃木県と宮城県、2県だけなのか。茨城県についてはどうなのかというご指摘、ご質問いただいたのが1つ目でございます。あともう1つが、長期管理施設に代わるものといいますか、原発の近くは、ご意見としまして再生不能であると。健全な土地に置くのがいいのか、1カ所にやはり集約するのがいいのではないかというご意見が2点目というふうに承りました。登壇者のほう、お願いいたします。

熊倉計画官：まず、県内処理の原則についてのお尋ねですけれども、栃木、宮城に加えて千葉県のほうでも選定手法、1カ所集約についてご提示いたしまして、現在、千葉市内で詳細調査の候補地というのを提示させていただいております。

茨城県につきましては、市町村長会議は開催されておりますけれども、まだ選定手法について合意ができておりません。我々としては県内1カ所集約を考えておりますけれども、まだ茨城については結論が出ていないという状況でございます。ばらばらというご指摘がありましたけれども、我々としては基本的に逼迫している県につきましては、県内1カ所集約という考え方でご説明し、ご理解をいただきたいと考えてございます。それから、福島第一原発の周辺はもう帰還困難ではないかというお話でございます。もちろん現在、帰



還困難区域ということになってございますけれども、地元の自治体におかれては復興していきたい、帰還に向けて努力していききたいというお気持ちが、まだおありなわけでございます、我々政府といたしましては、そこの復興を目指して努力をしていききたい、ここは一貫して変わらないところでございます。そういった中で、もう二度と帰れないという前提で処分場を造るということは、我々としては、とてもできないことでございますし、国民世論の理解も到底得られないのではないかと考えてございます。

司会：つづきまして、ご意見、ご質問ございますか。そうしましたら、冒頭ございました右側のこちら側の手前のブロックの前から5列目の方の左端の方、お願いいたします。

参加者：県内には8,000ベクレルを超える指定廃棄物が170カ所あると。これは大変な問題です。そして、もう明日にでも何とかしてもらわなくちゃなりません。ただ、私のうちの放射線量、おとといです、今そちらに回しました。屋外の平均、0.306です。雨上がりではありました。雨上がりは高くなります。しかし、今回ちょっと高過ぎます。いつもは0.26前後です。今年になって全然下がりません。なぜ堅樋（たてどい）のはけ口、ちょこちょこっとやった除染ぐらいで終わらせてしまうのか。そういうことをやってるからこの問題は解決しないんです。いいですか。徹底した除染をして、出るものを出して、学校の庭だの各家庭の、私のうちなんかにも埋まってるんです。保育園なんかにも埋まってるんです。こういうことをいつまでもいつまでもやってる。これ8,000ベクレル以上の問題は重大な問題ですけど、それより低いレベルの問題の放射能、これに手を打たなかったら大変です。それで、この地区ではごみの持ち帰り運動というのをやってるんです。出した人が持ち帰る。持ってきた人が持ち帰るといふ。徹底してます。運動会の終わった後の校庭に行ってください。まずごみはありません。いろんなコミュニティ、運動会とかこういう所でも徹底してます。ほとんどない。まあ、コミュニティなんかの大人の集まりは0とは言いませんけど。持ち帰りをするといふことは出した人が持って帰らなくちゃ、どうしようもないんです。学術会議が今年の5月に、原発を再稼働するんだったら原発置くしかないんじゃないかと。その間、30年間の間に国は考えたらいいだらうと、そういう提言をしてますね、ご承知のとおり。私は2年以上前に、東京電力のこの地区に栃木北支社というのがあります。そこに、早く放射能の問題を何とかしろ、出した人が何とかしろ、してほしい。それで方法はどうする。東京ドームのような建物を第二原発に造って、そして第二原発周辺ずっと30キロぐらいは十分な補償をして、一人何億もですよ、十分な補償をして土地を買い上げるなり借り上げて、東京ドームのような建物、これを100も200も300も、そして低いレベルの表土、このへんで言う表土も含めてそれを入れる、しまっておく。東京電力の支社の担当者がちゃんとメモを取って、上に上げますと、こういうふうに言って、もう2年半以上前です。私はうちへ帰れば、担当した人の名刺から何から全部あります。内容もメモしてあります。そういうことを言ってるのに、いつまでもいつまでもこうなっているっていうことは、我々被害者を苦しめているっていうことは加害者の問題なんです。加害者は、大変言いにくいんですが、環境省も関係があります。

環境大臣、担当部署が原発に関しての担当部門を持っていますから、そういう意味で東京電力と共に責任があります。早く考える。8,000ベクレルだけじゃなくて、何とかする。それは今やってるような方法じゃ駄目です。皆さん、委員の先生も塩谷町に行って、秋の紅葉や何かをご覧になったことがありますか。鬼怒川温泉の鬼怒川公園駅という所から直線で7キロぐらいしかありません。その反対側には栃木県の県民の森という。県民の森も中心部で直線8キロぐらいしかありません。県民の森は広いですから、今回の候補地のどの辺まで来てるのか、500メートルぐらいまで来てるのか、1キロぐらいまで来てるのかちょっと分かりませんが、そういう大自然です。春から、もちろん冬も素晴らしいです。私はなぜ知ってるかという、水をくみにいきます。塩谷町の農産物は非常に喜んで買っています。買いました、原発前は。私は山菜を集めて、育て、増やすのが趣味ですけど、ほとんど塩谷町原産の苗です。行者ニンニクとかこういう貴重な山菜、塩谷町産というものがたくさんあります。そういうことで、塩谷町という所に行って、宇都宮から、私は小山から来て、私は埼玉なんだと。こうやって水をくんでるんです。環境省の皆さん、塩谷町に行って、春夏秋冬の季節の移ろいを3年ぐらいご覧になるといいんじゃないかな、こう思います。長くなりました。

司会：ありがとうございます。多岐にわたりますけど、大きく4点ご意見、ご質問があったかと思えます。まず1つ目が、除染についてのご指摘でございます。除染を徹底すべきではないかと。ここにつきましては、申し訳ございません。指定廃棄物のフォーラムということで、もしあれば壇上のほうからではありますけれども、本日は指定廃棄物ということでご意見として受け止めさせていただきます。2つ目につきましては、8,000ベクレル以上のものだけではなくて、それ以下についても重要だと。どう対応するのかというのがご質問、ご指摘の2点目でございます。3つ目は、先ほどのご質問の方と一部重複しますが、ごみの持ち帰り運動など徹底する、そういった観点からも、出た所に持って帰るべきではないか。あと4点目は、加害者ということで環境省も加害者じゃないかと。塩谷町の自然豊かな所にどうして選定したのかといったところが最後のご指摘だったかと思えます。以上4点ということで登壇者のほう、お願いいたします。

熊倉計画官：ご指摘ありがとうございます。お話を伺っていて、これは他のフォーラムでもよく聞くのですが、加害者が東京電力だということで、そこに引き取ってもらうべきじゃないかというご意見はよく聞きます。多分2つあって、1つは、指定廃棄物というのは、スライドでご説明しましたように原子力発電所から出てきたごみではなくて、もともとその地域の市民の活動、経済活動から出てきたごみに放射性物質を付着したものだということで、もちろん原因は東京電力福島第一原発でございますけれども、ごみ自体の出所はその地域でもあるというところをどう考えるかというのがあろうかと思えます。それからもう1つは、東京電力に引き取ると仮に言ったとしても、そこには必ず自治体があって、自治体がない地域というのは、この世の中にないわけでございます、その自治体の方々がどう思われるか。先ほど申し上げましたように、現在、双葉郡の各自治体は、住民の方々

は避難されていますけれども、やはり帰還をしたいという方々も多くいらっしゃる中で、政府としては、福島復興なくして日本の再生なしという考え方で、ぜひここを進めていきたいと思ってございます。東電の問題ではありますけれども、その周辺に住まれている住民の方々の思い、ないしはその理解というのも得られるかどうかという点はよく考えないといけないかと思えます。すいません、失礼いたしました。

司会：つづきまして、ご意見、ご質問でございますでしょうか。そうしましたら、真ん中のブロックのちょうど真ん中辺り、ジャケットをお召しになられております右から4番目の方、お願いいたします。

参加者：宇都宮市から来ました。3点ありまして、まず第1点が、指定廃棄物に含まれる放射性物質についてです。セシウムの話はあったんですけども、放射性物質も何千年、何万年、何億年と半減期がかかるものもありますけれども、栃木県内の指定廃棄物、保管されているもの、それはそういうものが含まれるのかどうか。というのは、施設がどのぐらい管理しなきゃいけないかっていうのも明記されてませんし、何億年なのか、半永久的に管理しなきゃいけない施設なのかという説明がなかったので、お聞きしたいと思えます。これが1点目です。2点目は、責任問題のところ。国が補償するうんぬんという話が、23ページ一番下、ここの説明がなかったんですけども、わざと飛ばしたのかよく分かりませんが、万が一自然災害が発生した場合うんぬんという説明を飛ばしましたけれども、このときどのように対応するのか、どういうふうを考えているのかというのをお聞きしたいと思いました。そして最後、3つ目。県内各県での処理ということなんですけれども、その根拠は閣議決定のみですよね。最初のほうでは、法律の基本方針と書いていましたけれども、後ろのほうでは法律に基づく基本方針（閣議決定）と、内閣で政府が決めたということなんですけれども、根拠は各県の閣議決定のみですよね。法律ではございませんよね。この書き方からすると。出たごみ、前の質問にもありましたけれども、隣の家から降ってきたもの、確かに作物とかごみっていうのは、この栃木で出たかもしれませんけれども、そこに付着しているものは福島から出てきたごみです。小さくとも、どんなに小さくともそれは福島から出たものです。そうしたら、普通の家で考えたら、隣の家から出てきたものだったら、ちょっと何とかしてよと、元に戻すのが筋じゃないですか。そして、それが原発立地県、原発立地をした町の責任じゃないですか。東京電力もそうですけど。そしてその3つ目でさらに言うならば、この施設が安全だと言うなら、福島に造ってもその負担というのはないじゃないですか。ないですよね。安全なもので管理して国がいくからって言って、この栃木に1カ所で造ろうとしている。だったら福島で造ったってまったくその負担はないと私は思うんですけど、いかがでしょうか。この3点について、明確にお答えいただきたいと思えます。

司会：ありがとうございます。3点確認させていただきます。1つ目はセシウム関係で、セシウム、セシウムと言うが、半減期などを考慮しますと、どれぐらいの期間管理する必要があるのかというのが1つ目のご質問かと思えます。

参加者：含まれているかどうかなんです。指定廃棄物に栃木県にある指定廃棄物が保管されている170カ所中に、その何万年も掛かるものはいっているのか。セシウム、セシウム、さっきからセシウムが30年で半減すると言いましたけれども、これ以外のものがまず含まれるのか。含まれるとしたら何億年もずっと管理しなくちゃいけないじゃないですか。どうなんでしょうかということ具体的に。

司会：今のご質問というのは、セシウムも含めですけれども、何千、何万年、そういった管理が必要なものがそもそも存在するのかということも併せたご質問というのが、1つ目でございます。2つ目が責任の話ということで、先ほどの資料の23ページ、万が一災害等が発生した場合というところでの具体的な対応はどうか。3点目でございますけれども、いくつかに分かれますけれども、まず1つは各県で処理をするというこの方針につきましては、閣議決定のみということで正しかったでしょうか。それに関連しまして、先ほど隣の家から降ってきたものという例えを使われておりますけれども、多くても少なくとも、隣といいますか、福島県から出てきたものなので、福島県に持って帰るべきではないかといったご意見かと思えます。あとそれに関連しまして、安全、安全と言うのであれば、福島県においても安全なんだったらいいのではないかというご意見を、以上いただいたところでございます。では登壇者のほう、お願いいたします。

新崎補佐：ただいまのご質問についてお答えします。まず第1点目ですが、栃木県内の指定廃棄物に含まれている放射性物質の種類ということで、基本的には放射性物質として放出されたものは、ヨウ素131であるとかセシウム134、セシウム137、ストロンチウム90という4種類が放出されたものとなっております。健康上で特に問題になるものとするれば、この4つとなっております。その他にもさまざまな物質が放出されておりますけれども、いずれもこの4種類に比べると半減期が短い、放射エネルギーが少ないことが分かっておりますので、今回はその4種類に着目しておるということでございます。そのうちヨウ素131については半減期が約8日と大変短くございますので、現在ではほとんど存在しておりませんし、また平成23年に文部科学省が行った調査結果で、プルトニウム、ストロンチウムの影響についてはセシウムに比べて非常に小さいということが確認されているということでございます。

参加者：何万年もかかるじゃなくて、人体の影響うんぬんじゃなくて、それはわからないじゃないですか、それは何十年経ってみないと分からない話だから、何万年もかかるような物質が入っているかどうか。そうすると、この施設はずっと管理しなくちゃいけないじゃないですか、半永久的に。そこを聞きしたいんです。そういう施設なのかどうかということ。

室石参事官：私のほうから補足をいたしますけれども、そういう半減期の長い核種については、管理をしなければいけないというレベルで考えた場合に存在しないということで考えております。

私、今の担当参事官になりましたのが1年半前なんですけれども、その前は原子力規制庁のほうで監視情報課長をしております、福島等のモニタリングの責任者をしていました。

そういう関係で、福島などにおいて地面のモニタリングなんかも私の範囲でやっておりますけれども、その結果からいっても心配する必要はないというふうに考えております。

参加者：栃木県の指定廃棄物には入っていないということでよいですね。

室石参事官：繰り返しになりますけれども、長期管理施設において管理が必要となるようなレベルで入っていないというふうに考えております。

もともと自然界に含まれるレベルというのもあると思いますので、まったく存在しないという言い方は自然界にそもそも存在しないという言い方になってしまいますので、厳密に考えて答えさせていただきました。

司会：2つ目以降のご指摘について、お願いします。

新崎補佐：2つ目のご指摘の災害対策についてですけれども、資料の23ページに書いてございますとおりでございまして、自然災害や万一のときには緊急時マニュアルや緊急連絡先リスト等を使って、あと定期的な防災訓練を行ってそういったような対策に対する訓練は行います。それと具体的に地震が起こった場合や何かについては、そこ周辺の確認とか管理点検廊の中の目視点検、コンクリートの亀裂等の確認を実施するというところでございます。それと具体的に何か亀裂とか異常が見付かった場合には、速やかに補修するなど、あと外部への漏出防止対策、そういったものを速やかに行って、外部への漏出防止に万全を期したいと思っております。自然災害や万が一の事故が発生した場合にも、被害を最小限にするための速やかな被害拡大防止と現状復旧、そういったことをやってまいりたいと考えているところです。以上です。

熊倉計画官：つづきまして、県内処理の原則についてです。これはご指摘のとおり、法律ではなくて基本方針という閣議決定の中で規定がされているものでございまして、我々政府の一員としてこの県内処理の原則を進めていきたいと考えてございます。それから立地自治体、原発の、双葉郡のことだと思いますけれども、そこも責任の一端を持っているのではないかとこのご指摘でございまして、非常に今回の事故で多くの住民の方々が避難をされている、非常なご苦労をされているという中で、責任があるという立場に政府はございまして、むしろ復興を進めていく、帰還を進めていくというのが今の政府の考え方でございます。もちろん長期管理施設は、先ほどご説明したとおり、安全なものと考えてございますけれども、また安全なものという話と別に安心の観点でどうか、さらには県外のものがどんどんやってくるということに対する住民の心情はどうかという点も考えなければならぬと思っております、なかなか福島県のご理解を得ることはとても無理だと、困難だと我々は考えてございます。

室石参事官：最後に1つ補足でございまして、福島県内の指定廃棄物についても福島県内で処理をするという方針でございまして。現在、富岡町のほうにある民間の管理型処分場を使って、そこに指定廃棄物を最終的に持っていくということについて、ご地元をお願いをしているという状況です。富岡、それから檜葉のほうも関係しておりますけれども、その両町につづきまして、住民説明会あるいは議会への説明といったことを複数回既にやってお

りまして、新聞等でご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、既に環境省のほうからその民間の処分場を国有化するという条件をご提示したり、あるいはご地元のほうから、さらにこういう条件をお願いしたいといったような交渉を続けていると、そういうところでございます。

司会：続きましてご意見、ご質問ある方。そうしましたら今度は私から見て一番奥のブロックの最前列、一番手前に座られている方、お願い致します。

参加者：熊倉さんにお伺いしたいんですけど、38ページの環境省としては、復興に向けた取り組みを進めている福島県に、これ以上の負担は掛けられないと考えております。先ほど、福島県の知事の発言をどういうふうに言われたか、もう一度おっしゃっていただけますか。

熊倉計画官：はい、各県で排出された指定廃棄物は各県で処理すべきというご回答を。

参加者：そうですね。そしたら去年の今ごろ私は、娘を塩谷の方に嫁がせてまして、署名活動してました。10月の3日が締め切り日だったのでんですけども、その時に閣議のあれで、福島県において指定廃棄物は中間貯蔵施設を造ると、日本環境安全事業株式会社法の改正において、福島の中間貯蔵施設に置いてある廃棄物は、30年以内に他県にやるって。それでこの間、望月環境大臣が新聞で福島あれだから、早く処分場を造ってみんなで分けてみたいな感じで、新聞に載ってたんですけど。この中で、県外からは来ないって言うんですけど基本方針で。でも基本方針は変えられるときありますよね。それで、福島の方はきちっと中間貯蔵なんかかんとかといって30年以内に他県にやるって、それもそういう処分場がないところに持っていけないですよ。もし栃木とか宮城にできたら、その福島のは30年以内に持って来られちゃうんじゃないかなって思うんですけど、いかがですか。それで、すみません、去年署名活動してたらやっぱり足利の方では、足利じゃないんだからいいんだよ、塩谷の方と県北の人たちが頑張ればいいんだよ、でも県北の人は県北の人でどっか1カ所に政府が早く決めて、そこに処理してもらいたいと思っているし、塩谷の人の、じゃあ塩谷の人たちにだってアンケートを取ってこういう場で発表したっていいんじゃないですか。あの170カ所に置いてある人たちだけアンケートを取るんじゃなくて、公平に公正にやっぱり塩谷の人たちが悩んだり、私も嫁がせている親としては子孫や子ども。この間も、田中先生、この間失礼しました。ちょっと先生のコンパクトにという発言で、私が途中で割り込んだんですけど、その隣にいた先生が、私が生きてる間は私が責任を持ちますって言ってくれたんですけど、先生が生きてる間に何かあっては本当に困るし、その後の、そう、私たちここにいる皆さんは、おそらく50年ぐらいには亡くなっていると思うんです。でも子どもや子孫はその後生きてかなくちゃいけないし、またその孫の孫、そういう子たちに、やっぱりこうした方がいいって指針を与えていかなくちゃいけないんじゃないでしょうか。私もよく分かんないんですけども、政府と私たち県民とみんなで知恵を出し合って、話し合いをこれからもして、より良いあれをつくってってもらいたいし、福島県の県の人には申し訳ないんですけども、自分たちだけ中間貯蔵であれしたものは30年以内に県外に出すって、じゃあ東京に行くんですか。普通、

処理場ができたところに持っていくのが普通なんじゃないかなって私思うんですけど、いかがですか。

司会：はい、ありがとうございました。3点ございましたので要約させていただきます。まず1つ目が、福島で今進められております中間貯蔵施設の関係で、その中に指定廃棄物の一部も入ると。ただ法律に書いてある通り30年で外に出すというときに、県内処理を定めております閣議決定の基本方針が変えられ、栃木ですとか宮城ですとか入るといことがないんだらうかというご懸念が1点目でございます。2点目はこのアンケートですけども、今日も一時保管者アンケート、紹介させていただきましたけれども、塩谷町の方々にも、同じようにアンケートをすればいいのではないかという、ご提案をいただいたというのが2点目でございます。あと、3点目は田中先生といいますか、子孫、ずっとその先の代に至るまで。

参加者：お隣の大迫さんっていう先生が、私が生きている間は、私が責任を持ちますという発言をなさった。でもその先生が生きている50年くらいですぐダメになっちゃうような施設は造っちゃだめじゃないですか。

司会：今、子々代々まで伝わる、続くように知恵を出して話し合うべきといったご意見が、最後にあったというふうに承りました。登壇者の方、お願い致します。

室石参事官：それでは、中間貯蔵についてお答えしますけれども。中間貯蔵については、福島県内で行われている除染作業から出てくる、除染によって出てくる土壌とかそういったものがあまりにも膨大であるということから、ああいう特別な中間貯蔵という施設を造ることになったというものでして、指定廃棄物とはものが違うとか、違う施設ということなのですけれども。ただ、おっしゃったように30年で県外にということになっているのですけれども、環境省の方で中間貯蔵チームの方では、今減量化するための、あるいは再生利用するための、そういう研究というのを始めておまして、できるだけ量は減らしていくという努力をしております。そういう中で県外に出て行ったときに宮城であるとか、あるいは栃木に来るんではないかということなのですけれども。その30年後のことを今から推測するというのは、なかなか難しいのですが、少なくとも指定廃棄物のこの長期管理施設というものについては、冒頭で説明を致しましたように、栃木県内の指定廃がちょうど入る量で施設を造ることになっております。ということから後付けでそこにさらに入れるということではできませんので、現在間違いなく断定できるのは、今回私どもが考えている長期管理施設に30年後にその中間貯蔵のものを福島から持ってきて入れるということは、絶対にないということはお約束できるというふうに考えております。2点目の塩谷のご地元の方々にアンケートをしたらどうかという、大変建設的なご意見ありがとうございます。それから国環研の大迫先生の、まだあの方はお若いのですけれども、少なくとも現役の我々ではなく、子々孫々に至るまでしっかりしたそういうものを考えるべきではないか、大変ごもっともなご意見でございます。何よりもやはり放射性の物質に対するご理解といたしますか、正しい知識と正しい理解ですね。こういったものをやっぱり考えていくと

ということが、遠回りかもしれませんが非常に有効なのではないかというふうに思います。今日、お時間の関係で、先ほど動画を省略させていただいたんですが、できればちょっと今からその後半の5分部分のところについてちょっと見ていただくと、これは福島県内の2万ベクレル程度の指定廃について、実際に遮へい実験を行ってどれくらいの空間線量が1メートル、2メートル、10メートルぐらいまでの範囲でどういうふうに変わっていくかということこう実験したものです。これは8月のお盆のころに実験をさせていただいたものをまとめてきました。これはある意味、物理学的なそういう特性といえますか、セシウムと同じものであれば同じようなそういう結果が得られるという、東京でも千葉でも栃木でも同じような濃度であれば同じような結果が得られるということで、今日はちょっとすみません、5分ぐらいなのですが、ぜひちょっと。

動画音声:指定廃棄物の長期管理施設では、コンクリート及び土壌により放射線を遮へいします。放射線は距離が遠ければ遠いほど、放射線を受ける量は小さくなります。また放射線はものを通り抜ける性質がありますが、コンクリートや土で遮ることができるという特徴があります。今回は、実際の指定廃棄物を用いて遮へい効果などを確認する実験を行います。

この袋の中には指定廃棄物である焼却飛灰が入っています。放射能濃度は1キログラム当たりおよそ2万4,000ベクレルです。まずバックグラウンドの放射線の量を、指定廃棄物の影響がない場所で測定します。この場所の放射線の量は0.07マイクロシーベルトパーアワーでした。指定廃棄物からゼロメートル、2メートル、4メートル、6メートル、8メートル、10メートルの距離で放射線の量を測定します。高さは地上から1.45メートルに設定します。ゼロメートル地点では1.01マイクロシーベルトパーアワー、2メートル地点では0.25マイクロシーベルトパーアワー、4メートル地点では0.14マイクロシーベルトパーアワー、6メートル地点では0.10マイクロシーベルトパーアワー、8メートル地点では0.09マイクロシーベルトパーアワー、10メートル地点では0.08マイクロシーベルトパーアワーでした。測定結果をグラフにするとこのようになりました。次にコンクリートボックスを用意します。コンクリートの厚さはおよそ15センチメートルです。廃棄物をコンクリートボックスへ入れます。このときの放射線の量を測ります。測定結果をグラフにします。廃棄物をコンクリートボックスで遮へいすることで、放射線の量が減少しました。さらにコンクリートの蓋をします。コンクリートの蓋の厚さはおよそ15センチメートルです。このときの放射線の量を測ります。測定結果をグラフにします。コンクリートの蓋をすることでさらに放射線の量が減少しました。最後にコンクリートの周囲へ土のうを積みます。土のうの厚さはおよそ45センチメートルです。このときの放射線の量を測ります。測定結果をグラフにします。このようにコンクリート及び土のうによって遮へいを行うことで、バックグラウンドの値とほぼ同じになり、遮へい効果をしつかりと確認することができました。なお、長期管理施設のコンクリートの厚さは35センチメートル以上を予定しています。また、施設は地中にあり、覆土の厚さも1メート



ル程度を予定していることから、実際の遮へい効果はさらに大きくなります。このように長期管理施設は何重もの安全対策を講じ、安全に万全を期することとしています。環境省としましては、責任をもって指定廃棄物の処理に向けて取り組んでまいります。

室石参事官：どうもありがとうございました。今回、我々が造ろうとしている施設では、冒頭でスライドでもお見せいたしておりますけれども、何かプラントものでもなければ、何か電気や機械を使って何か動くものがあるとか、そういうものではなくて、そういう指定廃棄物を集めてきて、それを中できちんと保管をして周囲はきちんと遮へいをする、というある意味コンクリートの塊と土からなっているものを造ろうとしている、というもののだということをご理解いただければということで説明させていただきました。どうもありがとうございます。

司会：続きましてご意見、ご質問ございますでしょうか。ちょっと後ろの方というか真ん中の方に一旦回します。真ん中のブロックの6番目の、手を挙げていらっしゃる女性の方、一番、はい、そうでございます。

参加者：すみません、後口になったので皆さんと意見がちょっと重複するところもあるかと思うのですが、気の付いたことをちょっとお聞きしたいのです。それで、余計なことなんですけど、そもそも風評被害というのがありましたね。それについては民主党の時代にまずこの原発が事故を起こした時に、民主党の枝野さんが安全だ安全だと言ったのですよね、テレビの放送でも。ところがご自分の家族は、シンガポールに退避してたと私は友人から聞きました。ですから上に立つ人がそういうことをやっていたんでは、本当に信用できない。そこからもう、風評被害が発生してるんじゃないかと私は思うんです。これはちょっとここに関係なかったことを言ったんですけど。それから今気が付いたこと。コンクリートの厚さが100年たっても大丈夫とか、200年でも大丈夫とかいうことだったんですけど、本当にもつのですか。100年もしもったとして、100年コンクリートがもったところの実例はどこにあるんでしょうか。それから、災害の場合ですけど、地震とかそういうのが起きた場合に、管理する方が点検に入れられない場合だってあると思うんですね。そういう場合にはどうなるのかなっていうのがちょっと疑問に思いました。それから、8000ベクレル以下なら良いという考え方のようなんですけど、何かものの本で放射能は積算されると書いてありましたので、例えば7,000だろうが6,000だろうが積み重なっていくということがあると思うんですね。私は放射能のことは全然分かりませんが、小さい値でも積み重なれば積算されるということはどうも事実らしいので、そこら辺もちょっといかなものかなと思います。それからこれは誠に申し訳ないんですけど、有識者の方々が本当にその塩谷とかそういうところの土地にいらっやっやって、分かっているのかどうかということがちょっと疑問に思いました。それで、さっきどなたかがおっしゃいましたけど、孫子の代まで影響するんじゃないかということをおっしゃいましたけど、私も10年や20年は安全だと思いますけど、先の先の方が本当言うと心配なんです。ですから今なんともない、ばかりではなんともないですけど、先に行ったときにどうなるかという疑

間があります。それからこの前もそうでしたけど、ごみはその地域のごみだから、そこで処理するのが当たり前だみたいなことをおっしゃいましたけど、福島原発のためにその放射能をかぶってごみになったのですね。もしそれをかぶらなかつたら、それは資源として使えると思うんですよ。だからそういう考え方は、ちょっと間違ってるんじゃないかと思いました。今気が付いたことというそれぐらいなんですけど。すみません。

司会：はい、ありがとうございます。5点、6点頂いておりますので確認致します。まずご意見として風評被害、民主党政権の時の例を話されておりますけれども、上に立つ人がしっかりとした対応をしてほしいというご意見が1点目でございます。2点目がコンクリート、100年、200年本当にもつのか、そういった実例があるのかというご質問。3点目は長期管理施設、災害があった場合ということで、点検にも入れないような場合には、どのように対応するのか。4点目が8,000以下の場合で、放射能濃度は低いけれども、累積されることによって影響が出るのではないかと。あと5点目は有識者の委員の方々ということで、塩谷町の今回の詳細調査候補地がある自治体のことを、どれだけ分かっているのかというご質問が5点目でございます。あとはご意見として、10年後、20年後はまだしも、その先が心配であるといったこと、あと排出したところが処理するのが当然ではないかといったご意見を以上頂いております。どうもありがとうございます。では登壇者の方、お願い致します。

新崎補佐：一点ありました、コンクリートが100年もつのかというご質問ですけれども。実際、鉄筋コンクリートというのができてから百数十年しかたっておりませんので、なかなか100年以上もっている実例というのがなかなか少のうございます。でもまだ1つありますのは、小樽の方の港で100年以上もっているコンクリートがあるということと。あと明治初期ですね、建築物ですけれども横浜のホテルであるとか、そういったところで100年以上をうたっているコンクリート構造物があるということは聞いておりますし、それについても、現在でもちゃんと健全な状態で建っておるというふうに確認しております。確かにその間についてはいろんな補修とか点検しながら使っておるわけで、我々今造ろうとしております長期管理施設につきましても、内部点検とかしながら何か損傷とか補修が必要なことがあれば、その都度補修していくというような考え方でおります。以上でございます。地震で中に入れられないような場合があったときに、どうするのかというご質問だったと思いますが。なかなか近づけないというか、そういった状況になったときには、その場合は当然どうということになっても、時間がたってから行くしかないというふうに考えておりますけども。例えば仮に亀裂が入って漏れ出したということがあったとしても、例えば地下水に浸透する時間というのはかなり長かかります。そういった放射性物質が地下水に染み出して、外に漏れ出すというには時間がかかるというふうに我々考えておまして。例えば1～2日の時間であれば、その間に漏れ出して外に漏れて流れていってしまうというようなことは、ないのではないかと考えておりますが。何にしてもすぐ点検できる状態になれば、即座に駆け付けてそういった状況を確認したいと思っております。以上です。

熊倉計画官：続いて、地域から出たごみといえども、福島から放射性物質で汚染されていることについての問題についてご指摘がありました。先ほど来申し上げていますように、指定廃棄物というのは地域の生活、経済活動から出てきた廃棄物、それに放射性物質が付着したということでございまして、県内処理でお願いしたいということを申し上げています。ただ、通常の廃棄物とは異なります。当然事故が原因で汚染されているわけでございますので、特別に法律を作って通常は自治体が処理する責任のあるところを、国の処理で行うということにしたり、現在保管をしていただいている方々にも国費の方で保管費用は負担させていただいていると。このように通常の廃棄物とは、もちろん異なるようなやり方は取っていきたいと思っております。

司会：では田中座長、お願い致します。

田中座長：はい、いろいろご質問をありがとうございました。地元をどこまで分かっているかというお話でございましたけれども、基本的には科学的な観点、技術的な観点から危なくないところ、安全でそして構造的には遮へいできて、監視して維持管理ができると、こういうことで原則を決めてやっているわけです。栃木県の場合には170カ所に分散管理されていますよね。それを1カ所に集中して、そして二重構造で遮へいして、生活空間から十分距離が取られているところに立地する。そして定期的に監視して、何か構造的に問題があれば修復して機能を持たせる、こういう原則です。大迫委員が、俺が生きている間は大丈夫だと、この点は私もこれほどまでの構造を造っておれば、放射能で被ばくするというような心配は私自身も持ちません。そのような安全で、今のビデオでもありましたように十分遮へい出来る、安心できる構造です。これが壊れるようだったら、周辺の建物や構造物が破壊するような状況ではないかと思えます。ということで、私もこの施設については受け入れる指定廃棄物の放射能レベルは8,000ベクレルから3万ベクレルで、指定廃棄物のほとんどはこの範囲ですので、安心できる施設だと思います。以上、私のコメントです。

司会：はい、ありがとうございます。すみません、多くのご意見、ご質問を頂いているところでございます。引き続き、意見交換を続けようと思うのですが、当初の終了予定時間となっておりますので、ここでご案内させていただきます。お帰りになられる際には、後方から順次ご退場いただきますようお願い致します。その際、資料に同封されておりますアンケート、A4の紙でございますけれども、こちらをご記入後、会場出口前のアンケート記入場所にあります回収ボックスに、ご投函いただければと思います。あと引き続き20～30分続けようと思っておりますので。手前のブロックの前から4番目の方、一番左側の端の方、お願い致します。

参加者：ありがとうございます。今回、指定廃棄物の処分場の問題についてちょっと驚いていることが3つあります。1つは一番最初におっしゃった方と同じなのですが、取り上げられてなかったのもう1回上げますけれども。指定廃棄物保管者に、補償金が支払われていないということを非常にびっくりしたのです。これはすでに3年も4年も庭先に

置かれていて、その補償が何もないと。そんな状態でアンケートを取ったら、早く持って行ってほしいと言うに決まっていると思うのですね。さらに塩谷町が受け入れていないということで持っていき場がなくなり、塩谷町が悪者にされて、保管者と塩谷町が対立されている構図になっているようにも見えます。補償は東電と保管者の間の問題で、保管者が個別に東電と交渉することになっているのでしょうかね。だとすると、個別に交渉することは非常に負担でもありますし、指定廃棄物の処理は国が責任を持つと言っているのですから、保管者への補償金も責任を持ってやっていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうかというのが1つです。さらに、今回熊倉さんもおっしゃいましたけれども、室石参事官もおっしゃいましたように、何度も言われてますけれども、福島から放射能が飛んできて資源にくっついてごみにさせられたんです。廃棄物に放射能が付いたんじゃないんですね。塩谷町で言うと、塩谷町で保管している22.8トン全体の0.6%しかないんですけれども、これは塩谷町で発生したんじゃなくて、塩谷町の農家さんが県北から牧草を買ったんですね。その牧草が放射能汚染されていたということで、それを持ち出すことができずに塩谷町で保管している量がそれだけあるということで、指定廃棄物は塩谷町では発生していません。ということで、栃木県民というのは指定廃棄物というごみを出したわけではなく、財産や資源をごみにさせられたという認識をしっかり持っていただいて、今後発表していただきたいと思います。室石さんも前回おっしゃられたというのが議事録にも載っていますけれども、皆さんのところで出たごみだから、皆さんのところで始末するべきだとこれからも言い続けるのかどうかというのがもう1件です。驚いたことの2つ目なのですけれども、今回環境省が行おうとしている詳細調査というのは、先ほどの34ページだったと思うのですけれども、候補地が安全かどうか調べるというように書いてたんですけれども、実際そういうものじゃないということを、塩谷町の住民は知ってるんですね。じゃあどういうものかといいますと、今年の1月に塩谷町の質問に対して環境省が答えてきてるんですけれども、詳細調査後に諸条件が合致せず、候補地として不適切であるという判断もありますかという質問に対して、必要な施策を検討して安全に支障がないことという、あるいは事業実施の観点から、施行が可能なことを確認するために行くと環境省は答えている。どういうことかという、安全かどうか調べるのじゃなくって、候補地に安全に造れるようなことを、方法を見つけるための調査ですというふうに言ってるんですね。さらに得られたデータについて、有識者における評価を行った後、最終的な候補地として提示できるものであると考えていますと回答しています。実際は、詳細調査実施イコールもう処分場建設なんですね。だから塩谷町は反対してるんです。途中、有識者会議の評価が入ると言っていますけれども、それが何のチェックにもならないということはもうみんな知っていると思うんですね。もう我々は気付いているんですけれども、有識者会議による検討というのが本当の検討かどうかというのは疑問。有識者を選ぶのも有識者にお金を払うのも、国や県や環境省じゃないですか。有識者会議の公平や中立性はどうやって担保するのでしょうか。これについて、候補地の危険性について

いろいろ指摘が第1回のフォーラムではあったんですけども、それに対する環境省の回答は詳細調査で調べるだけだったんです。それに対する明確な回答、危険性に対する明確な回答はなくて、調査して調べる。先ほども言ったように調査したらもう造られちゃうのですね。だから危険性を指摘しても詳細調査をしてくださいとは言わないんですね。具体的に言うと候補地は先ほど田中先生もおっしゃいましたけれども、安全だと言っていますけれども川に面しているのです、山の谷間にあるんです。あれは河川敷のようなところもあって、河川敷は当たり前過ぎて浸水するのが当たり前なんですね。そんなところはハザードマップには載ってないのです。候補地には人が住んでないんです。人が住んでないところは土石流のハザードマップには載らないのですけれども、明らかにあそこは今回の大雨でも僕ら怖くて行けなかったですよ。今回170カ所の場所は、この大雨でも大丈夫だったと言っていますけれども、今回の候補地にあの雨の中、車に入れなくて、役場の職員が歩いて危険を犯して行ってるんですね。あそこにはもうすでに夜中の一番ピークは過ぎて水がちょっと減ったと言いますけれども、あそこにはもう土砂があったというのですね。そんなところが安全なんですか、ひと目見れば分かるでしょう。処分場を造るといふのなら人が住んでない場合と同じような基準で、浸水や土石流の経験を評価しないといけないのではないのでしょうか。もし同等の危険性があった場合、一番最初のスクリーニングで除外すべきなんですね。それと同等の扱いをしていただきたい。ただ、今の姿勢ではどんなに危険でも造ると言っているんです。なんでか分かりますか？今回の処分場のコストは全部東電に請求するんですよ、税金じゃないんですね。だからどんなにお金が掛かる高級な原子炉みたいなやつを造っても、東電に払わせればOKと考えているのだと思います。そんなものをフェアじゃないと思うので、そんなことをしないでいただきたい。驚いたことの3つ目なのですからけれども。3つ目は、今回塩谷町に詳細調査が決まったという通知が文書で届いてないのですね。これでは誰が塩谷町の、誰の責任で塩谷町に決めたか分からないのですよ。何日か前の宇都宮のフォーラムじゃないですけども、宇都宮のやつでちょっとお伺いしたのですよね。何かトンチンカンな返事をされたんですけども、誰の責任で塩谷町かが分かるような、正式な文書をいただかないと塩谷町は困ると、そういうふうに言っています。実際には、なんで、まあそれはいいのでしょうか。あともう1件なのですからけれども。ちょっとこれは意見なのですからけれども、宮城県のフォーラムの議事録を見ると、東北大学の地質学の名誉教授が質問してるんですよ。それなのに時間がないといって質問を打ち切られているのですね。全然丁寧な説明じゃないと思うのですね。皆さん丁寧な説明をすと言ってるんですけども、僕は丁寧な説明というのは、この前の衆議院でも明らかになったように、何回か時間をかけて説明したら、説明責任を果たしたというような説明だと思うのですね。僕らが必要とするのは納得できる説明なのです。そういう説明をしていていただきたいと思います。以上です。

司会：はい、ありがとうございます。全部で5つございますので確認致します。まず1つ目は補償金の話で、一時保管者に関して補償金が支払われていないということで、そうするとア

アンケートではそういった回答になるというご指摘のある中で、その保管者が東電と個別に交渉するのではなく、国が前に立ってやるべきではないかというのが1つ目でございます。2つ目は、福島県から放射性物質が飛んできて、今回の場合資源が指定廃棄物になったということで、塩谷町の中にあります農家が牧草を買われたということで、塩谷町から指定廃棄物が発生してないというご意見でございます。あと3つ目が、詳細調査で不適切になった場合ということで、これまでの環境省の説明として、安全かどうか調べるのではなく、もう実際に事業に直結する、造る前提でこれまでしゃべっているのではないかと。公平、中立性というのが担保されているのかどうかというご指摘があったというのが3点目でございます。4点目は、詳細調査候補地が塩谷町の中に所在するというその通知が文書で届いていないと。環境省でも誰の責任でとか、そういった正式な文書がないと、受け取る町としても困るのではないかとというのが4点目でございます。あと5つ目が宮城県で同じようにやっております県民のフォーラムということで、東北大学の先生のご質問、ご意見のところで、時間がないということで打ち切られているということで、そもそも丁寧な説明を行うと言っているのに丁寧ではないのではないかと、納得がいく説明がいるといったご指摘があるというところです。

熊倉計画官：いくつかご質問いただきましたけれども、まず補償金の問題でございますが。今回原因企業、東京電力ということで、あくまで損害賠償の責任は東京電力にあると考えてございます。ただし、このまま放置しとくと環境保全上の支障が出てくる、これは困るわけでございます。そういった意味で我々、長期管理施設を造りたいと思っておりますし、現状の一時保管も環境保全上、問題ない形にしとく必要はございます。こういった国の立場から一時保管に掛かる費用は負担させていただいておりますし、あと稲わらについては減容化するような、小さくするような、そういった事業についても支援をさせていただいています。繰り返しですけれども、損害賠償の話は東京電力でございますが、我々国としては環境保全上問題ないような形に持っていくと、そこに責任をもって、そこはしっかり国費を使っていきたいと思っております。これも最終的には東京電力の方に求償することになりますが、目の前にある環境の問題というのは、国の責任でクリアしていきたいということでございます。それから、もともと資源だったごみだというお話がございました。もちろん稲わらなども有効利用できたと思えますし、おっしゃっていることはよく分かります。原因も東京電力の事故にあったと、それがなければこんなことにならなかったというのもよく分かります。ただ、そうはいつでも出てきた出所はその地域地域でございますし、福島に持っていくといってもそこには福島県民、そこにも人が住んでらっしゃるわけでございます。そこも避難をされてそれぞれふるさとに対する思いというのがございますので、こういった地域住民の心情とか考え方もやっていかないと、なかなか国民世論の理解は得られていけないと考えてございます。それから詳細調査が、建設に直結するのではないかとご質問がございました。先ほど選定手法についてご説明しましたように、今回選定は地理情報システム、いわゆる簡単に言うと地図情報を基にやってござい

ます。栃木県、非常に県土が広い中で、公平、公正に候補地を選ぶためには、やはり既存の地図情報を使って、そこにあるデータで絞り込んでいくということが公平ではないかと思っております。実際絞り込んだ後に現地がどうなっているか、それは詳細調査で調べるということをごさいます。いろいろ我々耳では、ここは不適地である、こういう問題があるというのはお聞きしてはいますが、実際我々自分の目で見て自分で確かめたいと思っております。そういった意味で国自らの詳細調査は必要ではないかと思っております。それから塩谷町さんにお伝えするのが文書でなっていないというご指摘がありましたが、ここにありますように市町村長会議でもご報告を致しておりますし、副大臣が塩谷町を訪問もしておりますのでご説明をしております。なんで選ばれたのか説明が足りないというご意見については、ぜひ直接伺いする、ないしは住民説明会を開いていただく等、やっていただければ積極的にご説明に行きたいと思っておりますので、そこはご理解いただけたらありがたいなと思っております。

司会：ちょっと今手前に偏っておりますので、奥の方に一旦マイクの方を回します。中央のブロックの奥から5例目の赤い服を着られている方、お願い致します。

参加者：日光からまいりました。先ほど室石さんですか、おつくりいただいたビデオ、私、さっき大きい声を出したもんですからみんなに見せてください、とりあえず見ないと分かりません。それであれ、入れるサンプルですけど何ベクレルというのですか、さっきのやつ。0.31とか何か書いてありませんでした？

室石参事官：2万4,000ベクレルです。

参加者：2万4,000ベクレルがいくらになるということなのですか。

室石参事官：測定したときですね。最初の値としては確か0.7でしたっけ。すみません、2メートル離れたところだと思いますけども。

参加者：それで私、日光から来たのは、実は私の住んでるところは土壌で500いくつあるのですよ。それで80過ぎの母親が集めた要するに落ち葉が724あります。こういう方は多分たくさんいると思うのですよね。何も言わない。環境省は何もやらない。環境省は環境を守るためにある省でしょう。それが私から言えば何やってるのかと、まったく反省もないし、これからこの日本の環境をどう守っていこうかという、その観点もない。まずですからそこを私はもう1回反省してもらわないと、全然皆さん反省もない中でそこで役人の答弁やってるだけじゃないですか。こういう方に悪いけど日本の環境を任せていけないんじゃないかなと。ですからその辺のやっぱりもう1回覚悟をね、環境を守っているのは環境省ですよ。原発事故の責任だって環境省あるじゃないですか。環境省だってOKしたからこうなったんでしょう。その辺をやっぱりもう1回みんな確認しないと、この議論進まないですよ。以上です。

司会：はい、今のご意見、日光の土壌ということで、指定廃棄物とは直接関係はないのですが、ただその線量が高いのが報告されておるということで、環境省は何もやらない、反省すべきじゃないかという厳しいご意見というふうに承らせていただきました。ありがとう

ございます。

室石参事官：一言だけコメントさせていただきますが、私ども指定廃棄物チームなんですけれども、除染チームの方に500ベクレルパーキログラムの落ち葉を、なんとかしてほしいというお声があるということをお伝えしたいと思います。それから東電の今回の3.11の事故ですね、政府全体、環境省も含めて責任があるのではないかというご意見まったくごもっともで、冒頭の挨拶でお詫びを申し上げましたように、政府の一員として責任を感じている次第です。申し訳ございません。

司会：失礼致しました。引き続きご意見を。そうしましたら中央のブロックの前から3列目の右から2番目の方、お願い致します。前から4列目で、申し訳ございません。

参加者：すみません、いろいろありがとうございます。私も関心があつてここへ来たんですが、放射能を分解する品を持っているのですよ。この前大阪でやったら10日で30%弱ぐらい汚染度が分解したのです。原料はカドミウムが99.8%ぐらい分解する原料を使っているのです。そうすれば場合によっては場所を決めなくても、仮置き場で処分ができんじゃないかと。もう何年も仮置き場に置いてありますから、場合によっては場所を決めなくても仮置き場で処分ができんじゃないかと思ったんで、私は来てみたんですよ。そんで粉末と液体があります。そんでだいたい粉末ですと4年ぐらいでカドミウムと同じで4年ぐらいで分解します。そういう品物があるのでどうかと思って一応ここに参加してみました。よろしくをお願いします。

司会：はい、ありがとうございます。今の仮置き場、一時保管場所かと思えますけれども、そこで引き続き置くことで処理ができるのではないかというご意見でございますけれども、いかがでしょうか。

熊倉計画官：はい、ありがとうございます。先ほど半減期のご説明の中で、基本的にセシウムが放射性物質の対象でございますけれども、2.1年とか半減期が短いものは2年、3年たてば相当程度減ると思えますが、やはり30年という長いものもございますし、あと濃度もさまざまございまして、低い濃度であれば8,000を下回る可能性はございますけれども、高い濃度のものはどうしても残ってしまうものもある。そういったことで場所、地域によって違うと思えますが、やはり栃木県の現状で言うと、長期管理施設で管理しなければならぬものはどうしても残ってしまうと考えてございます。

司会：すみません、不手際で先ほど順番を間違えておりまして、中央のブロック、手前から3列目の一番右の方、お願い致します。

参加者：すみません、ちょっと資料見ながらで質問させていただきます。座ったままで最初失礼します。熊倉さん。先ほどあなたいろいろこの資料について説明してくれましたよね。本文中にはしますとか行いますと書いてある内容について、と考えておりますと言われました何回か。考えているということは、現在はそう思っていることであつて、将来それをやるという保証はありませんね、日本語としては。どちらなんですか、まずイエスかノーか。

熊倉計画官：すみません、私の言葉遣いが誤解を招いてしまって申し訳ございません。内容につ



いてはしますでございます。

参加者：ということは書いてある方が正しいということですね。

熊倉計画官：おっしゃる通りでございます。

参加者：今ここで口頭で話していることについては、コロコロ変えるかもしれないという意味ですね。

熊倉計画官：申し訳ございません、私としてはしますと考えますは同じ意味で使っておりますが、そういう誤解を与えてしまったのであれば訂正を……

参加者：いや、誤解じゃないですよ、日本語の使い方の議論です。

熊倉計画官：申し訳ございません。

参加者：つまりあなたは日本語がちゃんとしゃべれない状態で説明員になっているということですね。

熊倉計画官：申し上げございません。

参加者：申し訳ないじゃない、それに対してあなたはどのような責任を取るんですか。

熊倉：お詫びをして訂正をさせていただきたいと思います。すみませんでした。

参加者：じゃあその次です、20ページ。セシウムの134と137の比率は1対1だと仮定してと書いてありますね。この仮定をされた根拠をお願いします。

司会：すみません、もし質問が複数ございましたらまとめて……

参加者：いや違います、1個ずつやっていかないと次の質問が必要かどうか分からないから逐一やってるんです。お願いします。

司会：はい、1対1というその根拠ということで承りました。

参加者：20ページですよ。そこに1対1って確定して計算していますと書いてありますね。その1対1とした根拠です、その仮定の根拠を伺っています。

新崎補佐：これは文科省の調査結果で1対1と仮定するのが妥当であるというふうに。

参加者：すなわちこの資料を作るに当たって、あなた方はその根拠を理解しないままやったと理解してよろしいですね。

新崎補佐：いや、そういうわけではなくて……

参加者：じゃあ説明してください。

新崎補佐：現在ちょっと手持ちにはないので正しく説明できるかどうか分からないので今ちょっと難しいのですが。

木村委員：1対1の仮定というのは、文科省の測定データに基づいて決めた値です。当然これ、1対1以外の条件も考えられるので、我々が評価した際には災害廃棄物で8,000ベクレルという値を算出する際には、1対1以外のいろんなケースの感度解析をやって、どういう違いが出てくるかというのは当然評価しています。

参加者：その資料は当然公開されていますね。どこに公開されていますかその資料。

木村委員：1対1以外のものは公開資料には今なってません。

参加者：なってません、はい、将来にも公開する予定はない。

木村委員：今のところその必要性を感じてないという状況です

参加者：つまりこの1対1がじゃあ妥当だと判断されたからこれを使ってることになりますよ。

木村委員：1対1の仮定は測定データを反映したもので、これを使ってるという前提でございませぬ。

参加者：それは文科省が出した測定データが現実に存在して、それが公表されているということですか。

木村委員：それは公開されていると思います、はい。

参加者：分かりました。次、22ページ。先ほどからだいぶ議論になっています、コンクリートの耐久性の議論なのです。その2行目にシミュレーション解析を踏まえと書いてありますよね。そのシミュレーションが妥当であるかどうかの根拠を伺いたいのです。つまり例えば、この間のこの根本の原因となった福島原発、第一原発の事件ありますよね。あれだって造る時には、津波なり地震なりを全部想定したシミュレーションをやってるはずなんです。その上で安全だろう、安全だという政府の決定を経て出来上がったわけです。ところがご存じの通りあの地震の時の津波なり、振動なのか津波なのかはまだ明らかではないと思いますが、いずれにせよそれを越えることが起きたわけですね。その結果この騒ぎになってるわけですよ。となると、ここでシミュレーション解析を踏まえてと、シミュレーションの妥当性というものをどうやって評価されて採用されたのか。

司会：今のご質問はコンクリートなどに関連しますけど、シミュレーションの妥当性、それに關する根拠ということでのご質問かと。

参加者：分かりやすくすりゃそういうことですね。

室石参事官：すみません、私の方からお答えしますが、この文章をお読みいただいでのご質問だと思うのですが。考えられる最大級の地震に対して、いろいろな仮定を置いてシミュレーションをするということなんです。ですからここについては詳細調査を踏まえてこれから行うということなので、まだなされていない。

参加者：ちょっと待ってください、造ります。造りますとこれは未来形ですか。

室石参事官：そうです。

参加者：じゃあそのシミュレーション解析の手順って未だに決定されていないということですね。

室石参事官：手順というかこれは詳細調査において行うということです。造りますというのがもし既に造ってあるのであれば、施設がもうできています。

参加者：伺いたいのはシミュレーション解析というシミュレーションの手法です。具体的な手法が決まっているのかいないのかということです。

室石参事官：具体的な手法についてはこれから検討するところです。ただし、先ほど言いましたように詳細調査の中でやっていくわけですが、詳細調査自体は、こちらにいらっしゃいます有識者会議のメンバーの方々に、ご覧いただくということになりますし、当然内容はその時に公開されます。ですから、その時にいろいろな世間のご批判も受けるということになると。

参加者：これについてはまたペンディングと理解していいですね。具体的にどう……

室石参事官：これからということです。

参加者：だから具体的な話としてはまだないと。

室石参事官：そうです。

参加者：それでよろしいですね。そのついでに、最大級の地震というのは何の意味ですかこれ。

室石参事官：具体的にはじゃあ。

参加者：最大級の地震というのは何ですか。

新崎補佐：これは原発とかでもありますけれどもレベル1とかレベル2とか、例えばレベル1地震とかレベル2とか、そういったような考え方がございますので、そういった中で最大級の地震を想定してまいりたいというふうに考えております。

参加者：つまり具体的にどの程度の地震ですか。

新崎補佐：例えば震度7であるとかそういったようなもの

参加者：例えば直下の震源で震度8だ9だというのは理論的には可能性ありますよね。

新崎補佐：理論的には可能性あります

参加者：絶対ないということはありませんよね、すべてにおいて。

新崎補佐：地域的なものがございまして、例えば活断層であればこの活断層が動くというような想定をしながらということも考えながら

参加者：ですから東電だって最初の原発、福島造った時に当時考えられる最大のという言い方してますよ。でもあんなっちゃったじゃないですか。そこの担保ですよ、僕が聞いているのは。

新崎補佐：それはその時点で最大限のことをやっていくという。

参加者：ということは将来においてそれを越える可能性、地震が起きる可能性は否定されないということですね。

新崎補佐：その時点で考えられる最善の策を取っていくということです。

参加者：ですからだから将来それを越える地震が起きるといふ可能性は否定できないということなんですね。イエスですかノーですか。

新崎補佐：それはそういった可能性はある。

参加者：ということは考えられる最大級という表現はこれ嘘になりませんか。

新崎補佐：無制限に考えるわけにはいかないと思います。

参加者：だったらそういうように書くべきじゃないですか。こういう書き方したら単純に読んだら、これを越えるような地震はないという印象を持つのですよ、言葉として。もっと言葉大切にしてもらえませんか。

室石参事官：申し訳ございません、考えられるというところにただ今の説明のような意味を込めたつもりだったのですけれども、説明資料についてはまた改善をしたいというふうに思います。申し訳ございません。

参加者：ということでそこまでが……

司会：すみません、もう30分経っておりますので、まだたくさん手を挙げていらっしゃる方おりますので、あと1問で、すみませんをお願い致します。

参加者：質問はこれでおしまいにします。

司会：はい、お願い致します。

参加者：この後は意見です。実はさっきからずっとこれ、僕は那須町に住んでるんですよ。先ほどこから皆さんの意見聞いてていろいろあるんですよ。塩谷だから関係ないやという人も多いただろうって。塩谷だったら確かに那須町遠いんですよ。そういう考えでだったらわざわざ今日こんなところ来ませんわ。その上での話です。ここにいる方々に対して文句言う気は全然ないんですけど、僕の個人の感想として聞いてください。その上で最後にまとめますから。まず資源がごみになった、福島県のせいだ、それについては素直に環境省は認めるべきです、ゴタゴタ言わないで。ごみが出たのは栃木だって言い方しない方がいいですわ。ただし、その福島がごみをつくるようなことを招いたのは誰の責任かということを考えてほしいのです。それはもちろん東電が第1位かもしれません。第2に当時その原発を推進した当時の政府。またその原発を造ることを認めた当時の政府。その後、事故の3〜4年前だったかな、貞観地震のデータを確か地質学会の方で見られた方いて、今回の地震ぐらいのものが起こるのじゃないかという警告を出されましたよね。東電、それを無視しました。そのたまたま無視した時の東電の第一責任者だったのが、事故の時の所長だったという話もありますかね。もっと言いたかったのは、その原発推進という政府をつくったのは我々なんですよ。栃木県民もそう、日本国民全員なんですよそれ。そうやって考えたときに、確かに福島県が出したごみだ、それは大前提で認めましょう。じゃあ全部福島県の責任なのか、福島原発の責任なのか、東電の責任なのか、それはまた嘘なんですよ。それ、翻って考えれば、あの原発40年ぐらいかな、だから40年ぐらい前に選挙権を持っていた我々は、責任の一端あると思ってます。と同時に個人的な話ですけど、昔RI使わずにぶん実験やってるんで、放射線についてはちょっと普通の人より知識あります。ですからある程度の量だったら当然あるわけだし、大して問題ないと思っています。でもこの8,000という量を考えた場合には、それをあっちこちに、栃木県内にばらまいておいて本当にいいのかといえば、決していいとは思えない。だから1カ所にまとめて放射線が漏れないようにしよう、その発想自体は間違っていると思わないし、全部福島に持って行けとも言いませんよ。ある程度、栃木のものは栃木で始末しろというのも理解はします。それで何をもめているかということ、正直言って方法論、技術論、もめてないと思うのですよ。単に自分のところの近く来るの嫌だという人の意見。近くに来るんなら本当に漏れないのかという意見。この2点に集約されていると思うのですよ、結論は。それについて、まず漏れるか漏れないかというのは、これは技術論的なもので、科学的に安全かどうかの議論だと思うのです。感情はいらんんですよ。だからさっきみたいに、考えられる地震どうのという議論をしたのです僕。福島二の舞みたいに想定外の地震だったからしょうがないだろうと、それが嫌なのです。それは技術論的だからサイエンスの世界なんで

すよ、感情いらないうです。ただそれが自分のそばの近くに来るのは嫌だというのはこれ、もう理屈じゃないんですわ、感情なんですよそこ。その理屈と感情を仕分けしないで議論してるから、時間食っちゃったと思ってるんです、個人的にはね。だからまずそこを仕分けした上で、今日の説明聞いてて先々の話として、施設としての安全性というものの想定にまだ問題はあっても、かなりのとこまで考えてるんだというのは理解しました。100%まではいかない、100は無理だから、せめてこれが90、99へ近づいていってほしいとは思いますが。ただ問題は感情論の部分。これについては議論になじむ話じゃないんです。そこの仕分けというのを環境省がどう考えておられるのか一点。僕のまとめですよ。と同時にもう一点。候補地として那須御用邸。あそこに造って今まで通り天皇に来てもらえば、安心の部分、みんな安心するじゃないですか。安全だったら可能でしょう。どうですかね。ということで最後の意見に対するコメント2点お願いします。

司会：はい、ありがとうございます。まとめますと、まず1つ目に、ごみが出たのは栃木で、栃木で出たごみ、そういった言い方は良くないのではないかとというのが1点目でございます。2つ目としてその関連として、そのごみを福島県で出したのは誰かということを経済省はしっかり考えるべきではないかと。福島の責任だけではなく、東京電力の責任だけでもないといったところが、2点目のご指摘だったと思います。3点目はご質問という形ですけども、大きく議論が2つあって、1つは漏れるか漏れないかという感情の余地を挟まない技術的な話と、もう1つは、近くは嫌だというむしろ理屈ではない感情的な話、この2点について仕分けて議論というか対応すべきなだけけれども、環境省としてどう考えているのかということが3点目でございます。最後4点目はご提言といいますか、那須御用邸に造って、天皇陛下にお越しただけであればということでご意見承りました。

室石参事官：どうもありがとうございました。時間があまりないので、最後の2点についてお答えくださいということでしたので、2点についてお答えします。まず感情論と技術的な論と仕分けるべきだ、大変ごもっともなご意見です。非常に的確に事態を分析していただいていると思いました。感情論については、これについてはご地元の方々どう接していくかという、まさにそういう問題でございます。それについては私の言葉というよりは、現在の環境大臣、望月大臣のお言葉ですけども、やはりご地元の方々にご理解いただくように、とにかく丁寧に説明をしていくということをおっしゃっておられます。私どもとしては、それにのっかって塩谷町さんの方に、ぜひ説明会を開かせていただきたいということをお願いをしているということです。とにかく話し合いをしていかないと、このおっしゃっている感情論については、解決にならないというふうに考えております。ぜひ地元の方々話し合いをしていきたいということを考えております。それから2点目の那須御用邸に造れば良いというお考えですけども、今日資料でもご説明いたしましたように、長期管理施設の候補地としては、現在何らかの利用が行われている土地については不適だというふうに考えております。そもそも現在利用されているというところについては、その利用の方を優先するという考えを持っておりますので、天皇陛下のお使いになる、

ならないではなくて、例えば一般の企業が使っているとかそういう場合でも、そういう現在利用しているということを優先したいという考えでございます。以上でございます。

司会：はい、ご意見ご質問を。そうしましたら、中央の中段の一番左側の列に座っている眼鏡をかけられている方、お願い致します。

参加者：そのコンクリートの耐久性なんですけど、先ほど小樽のコンクリートとの比較をされてたと思うんですが、きれいな空気の小樽に建っているコンクリートと、それから放射性物質を保管している、中に入れてあるコンクリートというのは劣化の仕方が違うんじゃないかなとちょっと思ったんですね。もしかしたら、腐食が進むのは早いんじゃないのかなというふうに思いました。それで私は先ほどの皆さまの、再生できないところに集めるという意見にとっても賛成しています。先日、子ども被災者支援法があっけなく変えられてしまって、避難者の支援を断ち切るというような話になりました。これは大変残酷なことだと私は思っていて、その残酷だと思うこと自体は感情論だと自分で思っています。ぜひ再生できないところは借り上げでなく買い上げていただいて、避難者を支援していただいて、そしてそこに処分場をつくっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

室石参事官：今のご質問に対するお答えですけれども、コンクリートについては先ほどこちらからも説明しておりますが、小樽については非常に環境の悪いところで使っております。港湾ですので海水にさらされているという、そういう地域でございます。一方で長期管理施設については地面に埋められているということで、日が遮られているという状態で、コンクリートにとっては大変いい環境かなというふうに考えております。放射性物質に接しているということで、というご疑問ですけれども、ちょっとすみません、先ほどの説明で足りなかったかもしれません。スライド等で図だけ見せてご覧いただいておりますけれども、フレキシブルコンテナの容器に入れた上で、さらに土で充てんするという中の様子なので、直接コンクリート構造物が放射性物質に接しているという状態ではありません。それから100年以上たっている構造物としては、例えば兵庫県の布引ダムであるとか、静岡県の清水灯台といったような、そういうものがございまして。布引ダムはある意味水をためるという意味で水と接しているものですし、清水灯台、やはりこれも港湾にあるものですので、非常に潮風にさらされるという悪条件のところですが、現在でも丈夫なまま存在しているということでございます。2点目については、私どもの考え方については今までも何度も申し上げておりますので、ちょっとほかの方のご質問もお聞きしたいのでちょっと省略させていただきます。申し訳ありません。

司会：はい、ございますでしょうか。では、すみません、手前のブロックの赤い服を召された方お願い致します。

参加者：原発を推進しているIAEAでさえも、危険なものは1カ所に集中して長期管理するという方針なんですけど、なんで日本は分散保管なんですか。1つ目はそれ。2つ目は、1回目の有識者会議に出ました、そのところで環境省は焼却炉の灰をどのぐらいのレベルを予定していますかと有識者が質問しましたら、1万から3万ベクレルを予定していますと、

それ以上高くならないように一般ごみを混ぜてコントロールしますと言ったんですよ。皆さんどう思いますか。危険なものは薄めれば大丈夫なのですか。それからバグフィルター、99.9%放射性物質を遮へいしますというのですね。それで施設が安全でバグフィルターが99%、ほぼ100%遮へいするなら山奥へ造る必要は全然ないじゃないですか、安全なんだから。もう1つです。今までは年間の被ばく量1マイクロシーベルトでした。ところが20に緩めちゃいましたよね。それで福島はこれ以上迷惑は掛けられないと言ってますけど、基準を緩めちゃってどんどんどん住民を高線量のところに戻してるじゃないですか。これはどういうことですか。全然もう言ってることとやってることが違うじゃないですか。よく説明してください。

司会：はい、4点ございました。よろしいでしょうか。

室石参事官：まず、IAEAの方針ということですがけれども、IAEAの方で安全基準の基本安全原則というのを2006年に発表されておりますけれども、その中で10の安全原則というのを打ち出されておりますけれども、封じ込め拡散させないといったような、今おっしゃったような類いの原則はないというふうに私どもは理解しております。それから、バグフィルターが大丈夫であれば山奥である必要はない、これはまさにおっしゃる通りです。バグフィルター付きの焼却施設については、例えば都会の真ん中につくっても安全なものだというふうに考えております。最後の帰還困難区域について準備区域にし、さらにそれを解除していくという基準について、政府として20ミリシーベルトパーイヤーという、そういう原則をなぜ持っているのかと、そういうご質問ですね。ということだと思いますけれども、これはIAEAあるいはICRPの方から出ておる、住民に対してこういう事故が起こった場合にどれぐらいの被ばくを許していくのかというときに、長期目標としては1ミリシーベルトであり、それから短中期的な帰還の目標として20であるという、国際的なものも参考にして日本政府が決定したということでございます。先生方、何か補足があれば。大丈夫ですか。以上です。

司会：はい、引き続き何名の方手を挙げていらっしゃるんですけど、そうしましたら、では中央の手前の2列目の真ん中に座っているから。お時間が来ておりますので、手短にということをお願い致します。

参加者：簡略にします。今日20ページ、21ページとか、この厳重に管理すると言っていますが、これ、語るに落ちることですよ。なんでこんなに管理しなきゃならんのですか、危険物だからですよ。危険物だから厳重に管理しますと言ってるんでしょう。それをなんで塩谷町に押し付けるんですか。東京電力の場合には福島県が知事を先頭に原発を誘致したんですよ。私たち塩谷町はこの処分場を誘致してませんよ。初めから反対だと言っているのですから、なんで押し付けようとするんですか。それと7月8日に県の有識者会議の時に、後出しジャンケンじゃないけども10万ベクレルを超えるこの指定廃棄物が那須塩原市に104トン、那須町に65トンですか、6トン、これを7月8日に県の有識者会議で出しましたよ。これどうするんですか。これも塩谷町に押し付けるんですか。

司会：はい、ありがとうございます。2点頂いております。

室石参事官：はい、2点頂きました。最初のこういう嚴重な施設を造るといのは、危険だと認めているのではないかというご質問でございます。ご意見かもしれませんが、先ほどどなたかからかまきにいただきました、いわゆる理論的なものと感情的なものを分けるべきだという、そこについてのところがグチャグチャになっているというご指摘があったのは、まさにその辺もちょっと原因しているのかなというふうに、私、今お伺いして思いました。実際問題、先ほどのスライドにもございましたけれども、原発の廃棄物について国際的な基準としてのIAEAというのをいつも引っ張られておりますけれども、VLLWと呼ばれる Very low level waste という非常に低いものについては素掘りでも許されているという、そういう基準になっております。一方で私どもは同じようなそういう放射能濃度のレベルについて、こういう二重のコンクリートで囲むというものをしようとしております。そういう意味では先ほど申し上げましたように、物理的、理論的に考えられるべき妥当な措置と、感情論も踏まえてご地元の方に安心していただくということで考えている施設ですね、長期管理施設というものが、乖離しているということではないかというふうに、分けて考えればそういうことだろうというふうに思います。それから県の有識者会議で突然高濃度のものがあるというふうに発表したことについての不信感といいますか、そういうことかと思うのですが、隠していたというわけではなくて、まさに指定が行われている指定廃ですね、環境大臣が指定しているものについてずっと公表しておったのですが、それについて去年の秋に新しく指定したものがあって、その新しく指定されたものを公表するタイミングとして、その第4回の有識者会議を選ばせていただいたということでございます。そういう意味では、統計上の数値としてはすでに今年の春から、環境省のホームページでも見れるようにはなっておったのですが、そういう点、有識者会議の方でもご説明しておりますが、十分な栃木の皆さま方に対してのご説明が足りなかったということだと思います。本当に申し訳ございません。これらの数字の新しい指定廃棄物についても、先ほどの2.8ヘクタールという施設の中で収められる量でございますので、それについても長期管理施設の方で管理をしていきたいというふうに考えております。

司会：はい、ございますでしょうか。今、4名の方、手を挙げられております。会場の関係上、お時間もございますので、今手を挙げられております中央の前のお二方と奥の方と、あと前から5列目の方、それぞれ順にマイクをお持ちしますので、それでご質問、ご意見お願い致します。ではまず中央の一番左側の列の方、お願い致します。

参加者：矢板市から来ました。環境省の方にちょっと質問があります。環境基本法というのを読まれたことありますか。非常に素晴らしい、目的も素晴らしい。特に第3条、環境の恵沢の享受と継承等、簡単にちょっと途中からですけど読みますね。人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることに鑑み、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、先ほど読みましたけど将来なんですね、将来の人間なんですね。人類の存続の基



盤である環境が将来にわたって維持されるように、適切に行われなければならないと、こういうふうになっています。それで、もし私の考えが間違ったらその場で言ってください。現在放射性物質、特に問題になってるセシウム137ですね、これは半減期が30年あります。それで10万ベクレルのものを塩谷町に押し付けようとしてるんですけど、それがほしい10ベクレルとか、基準で問題ないレベルに達するのに400年かかりますね。でしたら、その400年という棒を横軸に書いてもらいたいのですよこの軸で。それで10万ベクレルが10ベクレルになるには、セシウム137が400年かかりますと。セシウム137は全体の中で半分ぐらいだと先ほどから言ってましたけど、半分でも大した差じゃないですね。それからさらに焼却炉をつくるということで、減容化して10分の1にするとしたら濃度は10倍になります。そうするとまたさらに伸びますよね。そういうことを考えて、ぜひこのデータの中で8ページとか9ページにそれを付けてください。私はいい加減な回答されてそのまま終わらせたくないのですよね。この資料に入れてください。今後の資料にはすべてそれを入れてください。お願いします。

室石参事官：今のご意見、ご質問です。環境基本法についての理念、当然環境省の人間として自分承知しているところです。それで減衰の期間ですけれども、これについてはページで言う今回20ページのところですね、そこに放射性セシウム濃度が100年で16分の1に減衰しますと。これはですから137と134の比率が1対1のときに16分の1、ですから80年でほしい8,000ベクレルぐらいになるということになります。この100年で16分の1ということは、例えば50年なら8分の1ですし、200年であれば32分の1だということなので、それについてご指摘のところ、仮に計算したらという注意書きは付けさせていただきますけれども、資料の改善については努めさせていただきたいというふうに思います。

参加者：それでは回答になってないのです。私の言いたいのは、塩谷町には今、多分10ベクレル以下のものの場所に、その10万ベクレルのものを持ってこようとしているのです。それが1万分の1になるには400年かかるのです。さらに焼却して減容化したらさらに伸びます。そういった400年とか超える耐久するコンクリートを保証できますか。そういう有識者がいたらちょっと顔を見てみたいですね。多分今のこの有識者の方の中にはそういう方はいないと信じてます。だから資料を付けてください。

室石参事官：今のご意見ですけれども、私ども栃木県知事のご要請によりまして、現地に永久に置きっぱなしにしないということを強く知事からも言われております。それによって私どもが今検討しておりますのは、100年ぐらいたった時に、先ほど言いましたように10万であっても8,000以下になっているという状態の中で、熊倉の方からご説明しておりますけれども、8,000以下の場合通常の廃棄物として処理できる濃度でございます。ですからそういう意味で例えばその時点で、100年たった、あるいは80年たった時点で再利用していく、あるいは別の処理を考える、そういったことをすることによってもちろんご地元の、100年後のご地元の方々とはよく話し合っているいろいろ決めていくと。我々

で一方的にこれにしなければいけないという決めうちではなくて、その時点でまた選択肢をご提示して十分考えさせていただきたいということで、少なくとも栃木県の知事の方からは、塩谷に置きっぱなしにするなど強く言われておりますので、その点については十分私どもも肝に銘じて仕事をしていきたいというふうに思っております。ですから先ほど申し上げましたように計算した値について資料に付けてほしいということですので、資料についての改善をしたいというふうに先ほど申し上げました。

司会：ありがとうございます。続きまして隣に座られている方、お願い致します。

参加者：先ほど田中先生だったと思いますけれども、尚仁沢の水には影響がない、標高が同じぐらいだからというふうに、西垣先生ですか、すみません。言われたんですけれども、標高が600メートルぐらいで同じぐらいだからということなんですけれども、それ以下のところには流れて行きますから影響ありますよね。水は上から下に流れていくんですね。

西垣委員：おっしゃる通りです、はい。

参加者：そうですね。

西垣委員：はい。

参加者：それですね、私はこの選定の時のこの候補地、長井、石久保、釈迦ヶ岳、上寺島、寺島入、全部が高地なんです。みんな山の上の方なんです。全部下の方に流れてしまうということで、この地図を見ますとその候補地からどんどんどんどん下がりますと、鹿沼市、栃木市、それから小山、どんどん下がりますときっと多分今、ものすごいことになってる常総市ではないかなと思います。こういうもの、鬼怒川に通じているようなこういう水源を持ったところに候補地をつくって、日本全域というか関東平野を汚すような、そのような被害を及ぼしてしまうところにこういうものを造ろうというセンスが、私には分からないんですね。非常にセンスが悪いと思います、環境省。ですからもう一度考え直していただきたいと私は強く思っています。終わり。

司会：はい、今、1点ご指摘いただきました。

熊倉計画官：お答え致します。まず大前提として繰り返しですけれども、長期管理施設というのは二重のコンクリートに囲んだ、さらに土で覆った施設でありまして、水が入ったり水が出たりするようなものではございません。なので水源に関する影響としては問題ないものだと思っております。ただし、安心の観点からそういった懸念があるということは重々承知してございまして、先ほど取水口の場所から離すとか、そういった考慮はしているところでございます。あと、今、画面に出しておりますけれども、候補地を選ぶ際の大前提として公有地を使うということで、栃木県の場合、山岳地帯に国有林が多いという事情もありますので、なかなか平野部ですでに利用されている方が多い中で、候補地が出てくるということはなかなか難しいのかなと思います。

司会：あとお二方。そうしましたら真ん中の奥から2列目の右から4番目の手挙げている方、お願い致します。

参加者：3点伺いたいと思います。まず1点、災害対策なのですけども。今の女性の方からもお

話がありましたが、今、日光市でも今回の大雨で現地に入れられないような山村地域があるんですね。そういった状況とまったく同じような状況が、今、塩谷町の候補地の辺りでも今回の大雨の時はありまして、上寺島という一番候補地に近い集落にお住まいの方が、たまたま夜ふもとの方に下りていて自宅に帰りたかったけれども、もう大雨と土砂崩れで道がもう通行止めになっていて帰れなかった、そういう状況があったんです。先ほど先生の中で、すぐには現地に入れなくても1日、2日してその現地に入って調査すれば、すぐには放射性物質が地下水に浸透しないというお話がありましたけれども、現在もう大雨から4日近くたっていて、まだ通行止めというような地域が山村地域に実際あるんですね。1日、2日という保証もないですし、4日たってもまだそういった道路が全然回復してない、そういった未曾有の災害が起きた場合に、果たして本当にこの施設が安全と言い切れるんでしょうか。先ほど田中先生の方からコンクリートの安全性を保証する例え話として、この施設が壊れるぐらいなら周辺のものもすべて壊れるレベルだと、それぐらい大きな災害があった場合は壊れるかもしれないと受け取れるようなご発言がありましたけれども。そういった未曾有の災害が起きたときに、周りが壊れればこれが壊れても仕方ないだろうと、そういった発言に私には聞こえてしまいました。どんな未曾有の災害が起きてもやっぱり壊れるような施設を、こういった山の上流の方に造るということになれば、今回、先ほどおっしゃった方のようにもう大災害になるわけですよ、水害どころじゃないわけですよ。放射性物質がもう関東平野全域に広がってしまうような、そういったことになるわけですよ。いくら周りが壊れたからこれも壊れても仕方ないなんていうふうに、そんなふうに納得誰もできませんし。ですからやはり造る場所というのは集中管理で人が住んでいないような地域、住めないような地域にまとめた方がいいんじゃないでしょうか。それが1点です。それから今日のアンケート結果ですけれども、先ほど言われていた方もいますけど、やはりこれは一時保管者だけに取るというのはフェアじゃないですし、塩谷町ですかそういった候補地に選ばれた方の意見というのと同じように同じ土俵に上げて、こういったきちっとした書面にしてほしいと思いました。それと、このアンケート結果の中にアンケートの結果を総括するような意見が出てますけれども、環境省としてはこのアンケート結果をどのように今後生かそうと思っているのか、このアンケート結果についてどういう感想を持っているのか、その点が知りたいと思いましたのでお答えいただきたいと思えます。それから3点目なのですけれども、現在この特措法施行状況検討会というのが行われてまして、先日もこちらの見直し案の取りまとめの5試案というのが出ましたけれども、その中にこれだけ地方で、この環境省フォーラムでいろんな意見が出てるんですが、それについてはほとんど、ほとんどというか皆無に近いですよ。触れられてませんし、この検討会の中でも環境省のフォーラムってどういう状況なんですかっていう意見が、有識者の委員の方から出ましたけれど、それについて具体的にこういう意見が出てるといようなことが、全然発表されてないんですよ。そちら傍聴してますと、こういう地方で環境省が行っている内容と、その中央で行われている検討会の内容というのがあまりにも

かい離していて、すごいショックを私は受けました。何となく地方だからといって、中央でやっていることはどうせ分からないだろうみたいに思われているのかなって、ちょっとばかにされてるんじゃないかなとさえ思ってしまった。これだけ反対運動といっても、その感情論だけでなくいろいろな科学的、地質的、いろいろな意見皆さん出されているのに、そういった国民の意見が検討会でも全然吸い上げられていない、それで検討会の意味があるのかな、そういうふうに思いました。以上です。

司会：はい、ありがとうございます。山村地域にその候補地があること、アンケート、あと特措法の検討会についてという3点でございます。

室石参事官：はい、3点、まず第1点ですけれども、未曾有の災害でも壊れてもらっては困るというご意見、大変ごもっともかと思えます。私どもの考え方としては、この資料に書いてございますように、考えられる最大限の災害にも対応できる施設を造っていきたくて、こういうことでございます。それからもう1点目について、大雨で結局入れないじゃないかという点ですけれども。先ほどのこちら側からの説明に対してちょっと1つ補足をしますと、いろいろ井戸の観測とか、あるいは空間線量の装置とか、いろいろなものを現地でモニタリング装置を置くのですけれども、そういうものについては当然バッテリー付きのテレメーターを装備して、全部モニタリングをできるようにという体制は当然取りたいというふうには考えております。2点目ですね、アンケートを行ったことについてどう受け止めているか、あるいはどう生かすのかということでございます。アンケートというのは1つのある意味事実ということで受け止めておりますので、本当に一時保管者の方に負担をお掛けしているなということを非常に強く感じました。どうやって生かすのかということでございますけれども、こういったものを私どもだけが何か考えるというよりは、世の中にきちんと公表して、国全体として考えていければというふうに今思っているところでございます。それから3点目の特措法の検討会でのこういう地方での議論、なかなか吸収されてないという点、大変申し訳ないというふうに思えます。フォーラムについては実際問題、今の特措法検討会の報告書の原案においても、きちんと点検をしていくようにと、フォーラムがちゃんと効果が挙げたかということも点検をしていくようにというご指摘を、確か崎田委員だったと思いますが、検討会の先生から頂いたりもしておりますが、そういうこともきちんと記述をしております。またいろんなきょう頂いたようなご意見については、これは市町村アンケートですね、あるいは県へのアンケートを通じてそういうご意見を拾っているということでございまして、なかなか全部書き切れてないというところのご指摘かと思えますけれども、そういったものも付録の資料、付属の資料などにおいて、いろいろなものを追加していくということも考えているというふうに、事務局の方から聞いておる次第です。以上です。

司会：はい、では最後お願い致します。

参加者：最初にですね、ちょっとお願いなんですけど。これ、1つ1つお答えいただかないで、1つの意見の関連という形で意見を出し合っていた方が時間の無駄がないんじゃないか。

それから司会の方お願いですけど、皆さん聞いてるわけですから繰り返さないで、聞いてる人が誰かが答える、アンサー、クエスチョンに対してアンサーを頂くと。それでね、この問題、私もなんとしても前進させたい、そのためには私ね、那須塩原市から見てる。だからかなり冷静な目で見てると思います。しかし那須塩原市も大変な被害を受けた。うちの孫は今、小学校1年生とその下にいますけどね、原発以降しょっちゅう遊びに来るけどね、真冬でも真夏でも外に出ちゃ駄目よ、危ない。さっき言ったような放射線量、今でもある。だからね、そういう目で見てると今のやり方が、ちょっとね、今の学校を見てください、子どもたち見てください、いじめが大変な問題になってるでしょう。あっちでもこっちでも。氷山の一角でね、現場の方など保護者の方に聞くとね、そのすごいいじめだ。塩谷町に候補地を決めてやってるこの問題はね、なんかいじめ、なんか私はね、弱い者、いじめというのは弱い者、ね。田舎というか地方の人、声が小さい人、こういう人がどうしてもいじめられやすいと思うのですけれども。さっきから話が出てるように、あれだけの自然の中にね、私はあそこはさっきも言ったように電柱の穴1本が限度だろう、それ以上の手は入れてほしくない、残したい、皆さんからそういう意見も出てますよね。そしてそれは民意なんです。十何万人の署名があるんです。いいですか、民主主義の基本は民意でしょう。民意を大事にしなかったら駄目なの。それでね、塩谷町はそういうわけで駄目なんです、しかしなんとかしなくちゃなんない。先ほどから安全、大丈夫って言ってますが、室石さん、どうですか。暴論かもしれませんが、ご自分のお住まいのところに安全だからって持っていく自信がありますか。熊倉さん、ありますか。先生方はいかがですか。田中先生、ご自身のところに説得できますか。これ大丈夫なんだと自信を持って説得できますか。木村先生ですか、いかがですか。自信ありますか。

木村委員：実は、私個人は問題なく受け入れられるんですけど、周りの人が無理だと思います。それは私の能力を越えてる感じがします。

参加者：そうすると、個人的には大丈夫だけでも、周りの人には説得できないでしょう。西垣先生どうですか。

西垣委員：いや、同じように私自身も、私、扱っているのは高レベル放射性廃棄物の処分のことをやっておりますから、私自身は別に構わないというふうに思っておりますが、木村先生と同じような感じで、周りの人間にこれは大丈夫ですよと言ってもそれを信じてもらえるかどうか、なかなか自分じゃそれだけの器量はございませんので。

参加者：やっぱり自信がないんでしょう、はっきり言って自信がないんでしょう。なぜ自分のところで駄目なものを人のところへ持ってくるんですか。持っていこうとするんですか。そういうところを発想を変えなかったら、環境省の合同庁舎の4号館ですか、今はなんて言ってるか分かりませんがね、霞が関の地下に埋める、それが暴論だ、ばかなことを言うなと言う人がいたらですよ、塩谷町に持ってくるんだってそうでしょう、同じなの。人の住んでる数でも何でもない、むしろ塩谷町は大自然です。こういうことを考えなかったら一歩も進まない。それからなかなか順番が回ってこないのと言いますけれども、こういうこ

とがあるから、今度の原発再稼働には慎重になんなくちゃなんない。いいですか、宮城、大地震で……

司会：すみません、ちょっとご質問、ご指摘の方を端的にお願い致します。

参加者：もうちょいです、もうちょい。

司会：お願い致します。

参加者：宮城内陸地震では、私の新聞か何かの記事の記憶では4,022ガルという振動値、ガルですから加速度、衝撃度と言った方がいいのでしょうかね。今度の原発は630ぐらいと、川内原発は650ですね。こういうものがまたですよ、福島事故から学べば4,500ガルに基準値震度を持っていくんなら、ある程度そこについてはね。それから事故がもし起きちゃったときにはフィルター付きのベントというのを付けるはずだった。ところが今回付けなくて始まっちゃう。

司会：大変申し訳ありませんけど端的に、すみません……

参加者：いやいや、これ環境省の問題なんだから大丈夫なの、大丈夫なんですよ。

司会：端的にお願い致します。

参加者：それでね、そういうそれだけじゃないですからね。フィルター付きのベントも付けなくてやっちゃった。そのいきさつがもしですよ、もし電力会社が、まあ稼働中には大災害は起きないだろう、そうだろうねと、そういうことでやったとしたらこれは科学的知見なんてほど遠い、私はそう思いますね。それでね、なぜ私がこう言っているかという、原子力規制委員会は環境省の管轄と言うとちょっと問題があるかもしれませんが、外局というかね、そういうところに位置している。今度正式に決まったまたね。そういうことで、このような今のこの塩谷町の問題が、福島から学んでどうするのですか。再稼働に当たってはもう今度何かあったときは原発の中に置くしかありませんよ。そういう地元の詳細を取ってからやらなかったらまたこの問題が起きる。お分かりいただけでしょうか。まだまだ、あと5項目ほどあるんですが、次回開催していただくことをまた何か月かまでお願いして、次回にまた思います。

司会：ありがとうございます。自分のところに置けないのに塩谷町いじめじゃないか、あと原発の再稼働、あと今後のフォーラムについてということで頂いています。登壇者の方、お願い致します。

室石参事官：はい、3点いただいたかと思います。ただ、最初のご意見については、私も自分のそばにそういうものがきちんと遮へいをされた状態で置かれてどう思いますかと聞かれば、大丈夫ですというふうにお答えすると思うんですが。それから私の場合は多分、自分の周囲の人に説得をすると、そういう立場だとも思いますしそういう考え方ですけれども。今日いろいろご説明してきたように、現在の政府の方針というのは県内処理原則というのを持っておりまして、これに沿ってやらせていただいておりますということでございます。それから塩谷の大自然、大変素晴らしいものだというご意見。私も現地に何度も行っておりますけれども、非常に気持ちのいい場所ですし、いろいろ動植物豊かなところだというこ

とは理解しておりますが、詳細調査の候補地になっております国有地ですね、これは二次林、人工林ということでございます。国の営林の方で何度も伐採をしては植えているという、そういう土地でございます。3点目についてはコメント致しませんということでよろしく申し上げます。

司会：まだまだご意見、ご質問あろうかと思えますけれども、環境省では指定廃棄物のお問い合わせ窓口を設けておりますので、引き続き、ご意見等ございましたらこちらまでお願い致します。今、ご指摘もありました通り、司会の進行不手際により、大幅に時間を超過しまして申し訳ございませんが、これにて、第3回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラムを終了させていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただき、さまざまなご意見を頂きまして本当にどうもありがとうございました。

(終了)